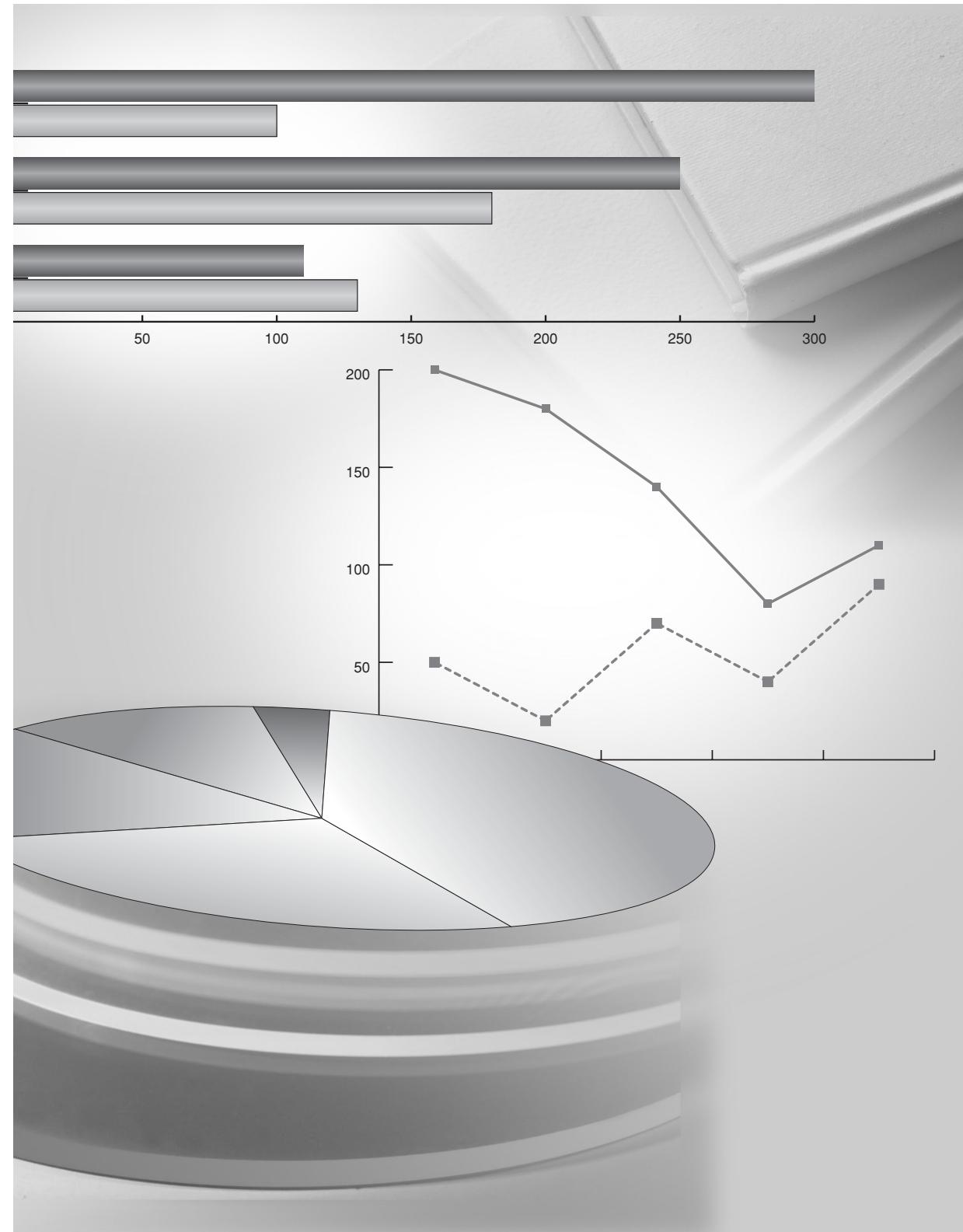


ひょうごNPOデータブック



はじめに

兵庫県で最初のNPO法人が認証されたのは平成11年4月ですが、それから満5年で認証NPO法人は532法人に達しました。NPO法人とは「公益の増進に寄与する」ことを目的に「市民が行う自由な社会貢献活動」（特定非営利活動促進法（以下「NPO法」という。）第1条）に従事する非営利法人のことですが、平成15年の法改正に伴って、その活動分野は17分野に拡大されました。

このように、幅広く市民生活全般を包含するためにNPO活動の全体像を把握するのは簡単ではありません。その上、自由な市民活動を促進するという立法の趣旨から所轄庁による監督は最小限にとどめられ、統計データもほとんど得られないのが実態です。

もっとも、行政による指導監督の代わりに、NPO法は市民による評価の仕組みを取り入れました。具体的には、法人の事業報告書等の情報公開制度です。事業報告書や収支計算書をチェックすることにより、市民は法人の活動実績や信用度について判断することが可能になります。法人格を持つ法人に対し情報公開を義務付ける制度は、わが国ではこの法律が最初です。

しかし、現実には提出された書類はファイルに綴じられたままで、過去に遡って調べることや、NPO相互の比較は困難です。また定められた保存期間が3年で、NPO草創期の貴重な記録はこのままでは散逸の恐れもあります。

このため、ひょうごボランタリープラザは所蔵のNPO法人ファイルをもとに「ひょうごNPOデータブック」を刊行することにしました。こうした企画は他に例が乏しく、いろいろ不備な箇所が目立つことは認めざるをえません。提出する書類のフォーマットは決められていますが、具体的な記載の方法は精粗さまざまで、相互比較が可能な形で整理するのは容易ではありませんでした。それにも関わらずこのデータブックの刊行を急いだのは、本書の内容がNPOの活動の実態と当面する課題について理解を深める上で役立つと確信しているからです。今回明らかになった問題点を洗い出し、次回にはもっと利用しやすい形でまとめたいと念願しています。

末尾になりましたが、データの集計・整理に力添えいただいた神戸商科大学社会情報科学研究会代表の力宗幸男教授をはじめとする関係者の方々に厚くお礼申し上げます。

平成16年3月

ひょうごボランタリープラザ
所長 小森星児

C O N T E N T S

第1章 ひょうごNPOデータブックの概要

第1節 発行の目的

1 ボランタリーセクターの基盤強化のための基礎資料の提供	1
2 既存の貴重な資料の有効活用	2

第2節 データブック作成の手法

1 調査対象	2
2 調査内容	3
3 調査項目の詳細	3
4 全体の構成	5
5 調査概要	5

第2章 データでみる兵庫県のNPO法人

第1節 組織に関するデータ

1 社員の数	7
2 社員の種類	8
3 役員の種類	9
4 役員の数	10
5 設立時期	11
6 設立時期と社員数の関係	11
7 事務所の所在地域	13

第2節 運営に関するデータ

1 役員報酬の有無	16
2 役員報酬のある法人と収入の関係	16
3 役員報酬のある法人と会費・事業・寄附金収入の有無の関係	17
4 社員の入会金及び会費の額	19
5 総会	21
6 理事会	22
7 有給職員の有無	23
8 有給職員がいる法人と支出の関係	24
9 有給職員がいる法人と会費・事業・寄附金収入の有無の関係	24
10 有給職員の有無と地域の関係	26
11 有給職員の有無と法人の収入の関係	27

第3節 会計に関するデータ

1 会計規模	28
2 収入金額	28
3 収入の内容	29
4 全体収入と会費収入の関係	30
5 会費収入の有無と事業収入の関係	30
6 会費収入の有無と寄附金収入の関係	31
7 会費収入の有無と助成金・補助金収入の関係	31

8	全体収入と事業収入の関係	31
9	事業収入の有無と寄附金収入の関係	32
10	事業収入の有無と助成金・補助金収入の関係	32
11	全体収入と寄附金収入の関係	33
12	寄附金収入の有無と助成金・補助金収入の関係	33
13	寄附金と地域の関係	34
14	寄附金と活動分野の関係	35
15	全体収入と助成金・補助金収入の関係	35
16	助成金・補助金と地域の関係	36
17	助成金・補助金と活動分野の関係	37
18	全体収入と収益事業収入の関係	37
19	支出金額	38
20	支出金額の内、事業費が占める割合	38
21	支出金額の内、管理費が占める割合	39
22	管理費の内、人件費が占める割合	39
23	人件費と地域の関係	40
24	管理費の内、施設維持費が占める割合	41
25	全体支出と会費収入の関係	42
26	全体支出と事業費収入の関係	42
27	全体支出と寄附金収入の関係	43
28	全体支出と助成金・補助金収入の関係	43
29	全体支出と収益事業収入の関係	44
30	収支差額	45
31	流動資産	45
32	固定資産	46
33	負債	46
34	純資産	47
35	会計年度	47
第4節 活動（事業）に関するデータ		
1	活動目的	49
2	活動分野と社員数の関係	50
3	法人の所在地域と活動分野の関係	52
第3章 NPOデータブック・アラカルト		
1	NPOの収入	54
2	NPOの業種	55
3	震災とNPO	56
4	女性とNPO	57
5	NPOの中間支援組織	57
6	NPOのガバナンス	59
7	休眠するNPO	60

第1章 ひょうごNPOデータブックの概要

第1節 発行の目的

1 ボランタリーセクターの基盤強化のための基礎資料の提供

平成7年1月17日、高齢化の進む都市を直撃する大地震が、阪神・淡路地域を襲いました。

被災地の壊滅的な光景を見て、国内外から、2か月間で延べ100万人にも及ぶボランティアが被災地に駆けつけ、災害救援・復興支援の活動に携わりました。

この活躍が、後に、「ボランティア元年」と呼ばれる所以となり、被災者の方々に元気や明るい希望を与えるとともに、社会の新しいうねりとなり、平成10年3月のNPO法（特定非営利活動促進法：平成10年法律第7号）の制定を後押しする形となり、以来都道府県及び内閣府において、約1.5万団体が特定非営利活動として認証されています。さらに「特定非営利活動促進法の一部を改正する法律」が平成15年5月に施行され、特定非営利活動の種類が12分野から17分野に追加変更され、また予算準拠の原則に盛り込まれていた「収入及び支出は、予算に基づいて行うこと」という規定が削除されるなどの改正がなされました。

こうした中兵庫県では、10年12月に、「県民ボランタリー活動の促進等に関する条例」が施行され、5年を経過した現在、500を超えるNPO法人が認証を受け、多様な活動が展開されています。

一方、少子高齢化が加速する中、核家族化が進み、乳幼児や児童虐待、不登校やいじめなど家族や地域コミュニティ機能の低下による問題をはじめ、介護保険の「措置」から「契約」制度への移行に伴う高齢者介護も避けては通れない大きな社会問題となっています。

さらに、都市化によるゴミ処理や森林破壊、河川汚染など自然環境の保全への取り組みを強めていくことも求められています。

こうした複雑多岐にわたる地域社会における課題の解決には、従来型の行政主導による対応では自ずと限界があり、住民の参画と協働に基づき、住民が地域の主役となって、ともに取り組んでいく姿勢が必要であり、21世紀の成熟社会を支え発展させる大きな原動力として、ボランタリーセクターへの期待が高まっています。

そして、そのニーズに応えるため、ボランタリーグループ・団体、NPO法人を含めた広い意味でのNPOは、活動展開を通して、自らの組織基盤や経営基盤の強化の方法を模索しているのが実情です。

今回、ひょうごボランタリープラザでは、NPO法人の組織、経営、活動などの実態に関するデータを整理、分析し、県下のNPO法人の全体像を明らかにするとともに、NPOをはじめとするボランタリーセクターのエンパワーメントの向上に役立てるため

の基礎資料として、「ひょうごNPOデータブック」を発行することとしました。

なお、法人格を持たないNPO法人に準ずる法人、またボランティア法人・ボランティアグループなどについては、16年度に、4年ごとに実施する兵庫県下一斎の実態調査の結果にもとづき、データ集として取りまとめることとしています。

2 既存の貴重な資料の有効活用

NPO法は、特定非営利活動を行う法人に法人格を付与することにより、ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与することを目的として制定されました。

法人格を取得することにより、契約などの法律行為の主体となり、法人名義で資産の保有等の財産管理ができるようになりますが、一方、法人としての社会的責任や法律上の義務を負うことにもなります。

その一つとして、認証を受けた後、定款、役員名簿の変更があった場合や、事業終了後3ヶ月以内に事業報告書、収支決算書などを所轄庁に提出する義務を負い、兵庫県下の10県民局などで、提出資料の閲覧に供されることとなっています。

これらの資料は、NPO法人の実態を知る上で貴重な資料ですが、質・量ともに膨大であるとともに、所定の機関でしか閲覧できず、必ずしも有効に活用されているとは言えません。

そこで、これら資料から読み取ることができるデータを整理し、現在、NPO法人として活動、また、将来、法人化を考えている団体の活動の参考になればと考え、県立神戸商科大学にデータ入力をお願いし、プラザで取りまとめました。

第2節 データブック作成の手法

1 調査対象

平成15年10月の時点で、ひょうごボランタリープラザ交流スペースにおいて一般の閲覧に供しているNPO法人の報告書類のうち、認証時の定款、役員名簿、事業報告書及び利用できる最新年度である平成14年度の収支計算書などから読み取ることが可能なもののみ、今回のデータ化の対象とし、データのバイアス（偏り）化の回避に努めるとともに精度の向上を図りました。なお、新設法人は収支計算書がありません。

調査対象 379法人

うち、収支計算書がある法人 254法人

2 調査内容

NPO法人の組織基盤や経営基盤の実態を知るために何が必要かについて考察しました。

ここでは、NPO法人の根幹に関わる「組織の構成（会員や役員）」や「運営方法（総会や理事会）」の他、日頃、ひょうごボランタリープラザにおいて、財務に関する質問をよく受けることから、「財務基盤」については、できる限りクロス集計を行い、様々な視点から考察できるよう資料化しました。

さらに、活動分野と組織規模や所在地の関係などについても、クロス集計を用いて、その動向を細かく分析しました。

- (1) 組織に関するデータ
- (2) 運営に関するデータ
- (3) 会計に関するデータ
- (4) 活動（事業）に関するデータ

3 調査項目の詳細

調査項目については、県域のNPO法人の組織、運営、財務、活動実態や、全体としての動向が明らかになるよう、提出が必要とされる定款、役員名簿、事業報告書、収支決算書から、23の項目を抽出するとともに、クロス集計を用いて多角的に分析しました。

(1) 社員の数

収支計算書に記載されている会員収入金額を定款の附則に記載されている会費の額で除して得た数値を社員の数としました。

なお、この方法で把握できない場合で、11人以上の社員名簿がある場合はそこから読み取りました（この2つからでも分からぬ場合は、その法人のデータは読み込んでいません）。

(2) 会員の種類

定款の第3章・第6条から読み取りました。

(3) 正会員の入会金の額

定款の第3章・第8条及び附則から読み取りました。

(4) 正会員の会費の額

定款の第3章・第8条及び附則から読み取りました。

(5) 役員の種類・合計

定款の第4章・第13条及び、役員名簿から読み取りました。

(6) 役員の数

定款の第4章・第13条及び、役員名簿から読み取りました。

- (7) 役員報酬
役員名簿及び収支計算書から読み取りました。
- (8) 総会の項目の種類・項目数
定款の第5章・第23条から読み取りました。
- (9) 総会の開催頻度
定款第5章・第24条から読み取りました
- (10) 理事会の項目の種類・項目数
定款の第6章・第32条から読み取りました。
- (11) 有給職員の有無
収支計算書の管理費の部の給料・福利厚生費の有無で読み取りました。
- (12) 設立時期
法人登記簿から読み取りました。
- (13) 事務所の所在地
定款の第1章・第2条から読み取りました。
- (14) 会計規模（収入・支出・当期収支差）
最も直近の収支計算書（以下同じ）から読み取りました。
- (15) 会費・入会金・事業収入・寄付金・助成金・補助金のある法人
収支計算書から読み取りました。
- (16) 支出の内、事業費・管理費が占める割合
収支計算書から読み取りました。なお、事業費とは、活動そのものに係る経費。
(例) 講座事業、デイサービス、その他の支援事業とし、割合は（事業費÷総支出額）で計算しました。
また、管理費とは、法人維持に係る経費。
(例) 給料、通信費、水道光熱費、事務用品費、旅費交通費、会議費などとし、割合は（管理費÷総支出額）で計算しました。
- (17) 管理費のうち人件費が占める割合
収支計算書から読み取りました。
なお、人件費の割合は（人件費÷管理費の合計）で計算しました。
- (18) 管理費のうち施設維持費が占める割合
収支計算書から読み取りました。
なお、施設維持費とは管理費のうち、建物賃貸料・水道光熱費とし、割合は（施設維持費÷管理費の合計）で計算しました。
- (19) 流動資産・固定資産・負債
貸借対照表及び財産目録から読み取りました。
- (20) 純資産
貸借対照表及び財産目録から読み取りました。

(21) **会計年度**

収支計算書から読み取りました。

(22) **特定非営利活動（分野）**

定款の第1章・第4条から読み取りました。

(23) **事業収入**

収支計算書から読み取りました。

4 全体の構成

- (1) 調査項目毎に分析し、客観的なデータを盛り込んだデータ編と、多少の主観をまじえたアラカルト編からなっています。
- (2) データについては、いろいろな角度から分析できるように、できる限り設立年別、地域別、分野別のクロス集計を行っています。
- (3) 卷末に、調査の過程で明らかになった興味深い事柄を拾い出したデータブック・アラカルトを掲載しました。

5 調査概要

(1) **組織・運営基盤**

① **社員数、会員の種類、入会金、役員数、報酬**

- ・ 社員人数は10人～20人のところが全体の8割以上（82.6%）を占め、10人～15人の法人が全体の約7割（68.8%）で最も多くなっている。
- ・ 会員の種類で正会員以外に賛助会員を持っている法人は全体で8割（81.5%）を占め、かなり高い割合となっている。
- ・ 定款で定めている会員の種類は2種類のところが法人全体で約6割（62.8%）を占める。その内訳としては、「正会員・賛助会員」の組み合わせが多い。
- ・ 入会金を徴収している法人は全体の過半数（53.0%）を占め、そのうち、約3割（32.3%）の法人が5,001円以上となっている。
- ・ 会費を徴収している法人は全体で9割を超える（91.6%）ており、そのうち、3分の1（36.6%）の法人が5,001円以上となっている。
- ・ 役員数が11人以上の法人は全体の約3割（30.7%）である。
- ・ 役員報酬に関しては、約1割強（13.4%）の法人が計上している。

② **総会・理事会、有給職員、設立、所在地**

- ・ 総会の議決事項としている項目の種類としては、6種類以上（定款の変更、法人の解散、法人の合併、事業計画・収支予算、事業報告・収支決算、役員選任・解任）としている法人がほとんどである（99%）。
- ・ 総会の開催頻度に関しては、ほとんどが年1回としている（97.8%）。

- 理事会の議決事項としている項目は、モデル定款に準じて、ほとんどの法人が総会の議決事項と同じである。
- 有給職員のいる法人の割合は、ほぼ半数である（47.0%）。
- 法人の設立は平成14年が一番多く、全体の3分の1を占める。
- 事務所の所在地に関しては、法人の約半分（46.2%）が神戸市内に所在し、阪神間に約3割（29.5%）が分布している。

(2) 会計基盤

① 収 入

- 500万円以上の収入のある法人が約5割（45.3%）となっている。
- 会費・入会金の収入がある法人は、全体の約9割（87.4%）である。
- 事業収入のある法人は、全体の約8割（78.7%）となっている。
- 寄付金収入のある法人は、全体の約6割（61.8%）である。
- 助成金・補助金収入のある法人は、全体の3分の1（35.0%）である。

② 支 出

- 支出のうち、事業費の占める割合が5割以上の法人が、全体の3分の2（66.9%）を占めている。
- 支出のうち、管理費の占める割合が5割未満の法人が、全体の4分の3（76.1%）を占めている。
- 管理費のうち、人件費の占める割合が1割未満の法人が、過半数以上（56.2%）である。
- 管理費のうち、施設維持等の経費の占める割合が1割未満の法人が、全体の約6割（63.5%）である。

③ 資産・負債の状況

- 流動資産が50万円以上の法人が、過半数（55.2%）を占めている。
- 固定資産が10万円未満の法人が、全体の3分の2（64.0%）である。
- 純資産が10万円未満の法人が、全体の約4割（40.2%）である。
- 負債のある法人は法人全体の約6割（67.3%）である。また、負債のある法人のうち、50万円以上の負債があるのは、約3分の1（32.9%）である。

④ 会計年度

- 事業年度が4月～3月の法人は、法人全体の8割を超えていている。（83.4%）
- 事業年度が4月～3月以外で、最も多い事業年度は1月～12月である。

(3) 活動分野

① 活動分野

- ・ 特定非営利活動の17項目の中みると、「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」が最も多く、全体の約6割（63.1%）を占め、以下、「社会教育の推進」「まちづくりの推進」となっている。

② その他の事業

- ・ 実際に「その他の収益事業」をしている法人は、2割に満たない。（16.1%）
- ・ 収益事業の内容としては、バザー等の物品販売、情報誌等の出版事業の割合が最も多い。

第2章 データでみる兵庫県のNPO法人

第1節 組織に関するデータ

1 社員の数

「社員」とは、法人の構成員であり、法人の最高意思決定機関である総会において議決権を持ち、法人の意思を決定します。一般的には正会員に当たるものです。

調査方法としては、基本的には役員名簿及び社員名簿から人数を調査していますが、10人以上社員がいる場合があるので、決算書における収支計算書の「社員会費収入金額」を定款等に記載されている会費の額で除して得た数値から社員数を読み取る方法を採用しています。

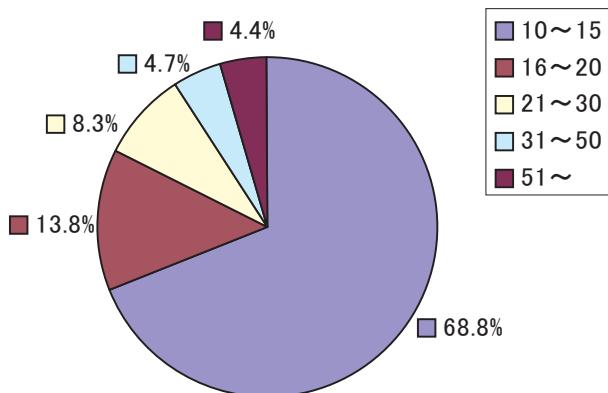
データから、「10人から15人」の社員数を有する法人が174法人で、約7割（68.8%）を占めています。これは、NPO法人認証のために必要な社員数が10人以上であること（法第12条第1項第4号）となっていることから、多くの法人が最低限で発足しています。

次いで「16人から20人」の社員数を有する法人が35法人（13.8%）、「21人から30人」の社員数を有する法人が21法人（8.3%）、「31人から50人」の社員数を有する法人が12法人（4.7%）となっており、これらを合わせると「16人から50人」の社員数を有する法人が68法人（26.8%）となり、中程度の社員数を有する法人が4分の1ほどあることがわかります。

また、「51人以上」の社員数で比較的規模の大きな法人が11法人（4.4%）もあるのも特筆できます。

<社員数>

人 数	法 人	%
10~15	174	68.8
16~20	35	13.8
21~30	21	8.3
31~50	12	4.7
51~	11	4.4
合 計	253	100.0



※ 1団体については不明

2 社員の種類

法人には、その法人を構成する多くの構成員・会員がいます。一般的に「正会員」と呼ばれることが多いようですが、法人の最高意思決定機関である総会において議決権を持ち、法人の意思決定を行う社員を一般的に「正会員」と呼ぶこともあります。

また、例えば、定期的に会費を納入するが議決権を有しない会員については、「賛助会員」、活動や事業によっては、助言や指導を得たりするために特別に参加してもらうなど、専門的な知識などを有する方を「特別会員」の名称で呼んでいます。

さらに、法人にとって特別な功績があったり、象徴的な方については「名誉会員」と呼ぶこともありますが、法では、社員の資格の得喪に関して不当な条件を付さないこと（法第2条第2項第1号イ）という条文があり、社員の加入・脱退の自由を保障するための要件であり、法人の設立趣旨や活動目的に賛同する個人・法人などの入会を妨げるような条件を設定しないこととなっていますが、社員の資格の得喪に関して不当な条件を付さない限りにおいて、社員の名称をどのように呼ぶかは、法律上は特段の規定はありません。

「賛助会員」の名称を持つ会員が存在する法人は、全体の8割以上（309法人）を占めていますが、これは相対的に安い会費で会員を確保するための手段だと考えられます。

また、「名誉会員」の名称を持つ会員が存在する法人は21法人（5.5%）、「特別会員」の名称を持つ会員が存在する法人は13法人（3.4%）ありますが、実際にこの名称で処遇されている会員がいるのかどうか不明です。

<社員の種類>

種 類	法 人	%
賛助会員	309	81.5
特別会員	13	3.4
名誉会員	21	5.5

3 役員の種類

法においては、法人の役員として、理事と監事の2種類が定められており、理事については3人以上、監事については1人以上を置かなければなりません。

理事は、「全ての特定非営利活動法人の業務について、特定非営利活動法人を代表する」（法第16条）とされていますので、理事の行為は、対外的にその法人の行為とみなされます。

また、特定非営利活動法人の業務は、定款に特別の定めがなければ、理事の過半数で決められます（法第17条）ので、理事は対外的にも業務執行の責任を負っています。

さらに、理事その他の代理人が職務を行う際に他人に加えた損害については、法人はその損害を賠償する責任（法第8条において準用する民法第44条第1項）があります。このように理事の責任は重大です。

一方、監事は、理事の業務執行の状況を監査することなどを職務（法第18条）とし、必要に応じて社員総会や所轄庁への報告、そのための社員総会の招集の権限がありますが、理事と異なり、対外的な代表権や業務執行権はありません。

このように、法律的には理事と監事のみが規定されておりますが、定款で他の理事の代表権を制限し、特定の理事を代表者とすることができます（法第16条）。

よくあるのは「理事長」という名称ですが、特定非営利活動法人の代表者の職名は必ずしも「理事長」である必要はありません。どんな名称を用いる場合でも、その者に法人を代表する権限を与える、他の理事の権限を制限する場合には、定款にその旨を明記することが必要です。「理事長」以外に「副理事長」、「専務理事」、「常務理事」などの名称を付ける時も同様です。

また、法律上の役員としてだけでなく、法人の任意の機関として、総会や理事・監事などの権限を侵さない限り、顧問などの名称の機関を置くこともできるとともに、組織の内部で、理事を「評議員」などの名称で呼ぶことについても制限はありません。

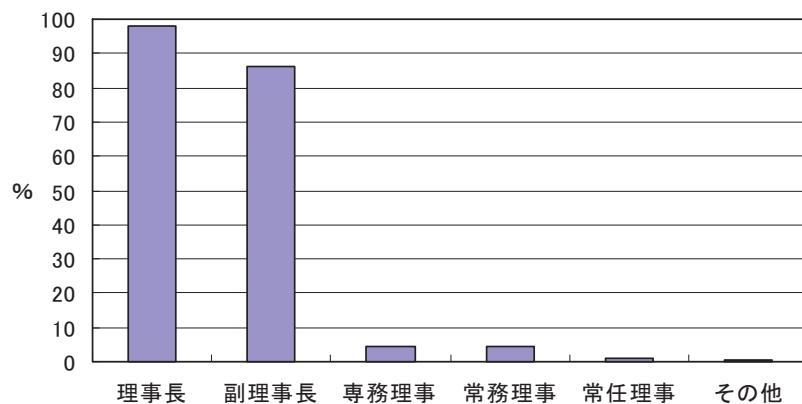
さて、兵庫県内のNPO法人については、ほとんどの法人が特定の理事を代表者とする「理事長」の名称を用いており、371法人（97.9%）あります。

また、その「理事長」がなんらかの理由により総会などに出席できない場合を想定し、理事長を補佐するという意味において「副理事長」をおいている法人も多く、327法人（86.3%）あります。

その他、「専務理事」、「常務理事」の名称を用いている法人が各17法人（4.5%）あり、「専務」「常務」で一体的に設置しているものと考えられます。

<役員の種類>

種類	法人	%
理事長	371	97.9
副理事長	327	86.3
専務理事	17	4.5
常務理事	17	4.5
常任理事	3	0.8
その他	2	0.5



4 役員の数

前項においても述べましたが、法においては、法人の役員として、理事と監事の2種類が定められており、理事については3人以上、監事については1人以上を置かなければなりません。

役員の数は、法で規定された数以上であれば何人置くかは法人の自由です。役員の数が少ないからといって運営が行き詰まるわけではありませんし、役員の数が多いからといって運営がスムーズに運ぶとも限りません。法人の規模、実情に応じて、その法人に適した役員数で運営を行えばよいのです。

兵庫県内のN P O法人では、役員数が「4人まで」という法人が30法人（11.8%）、「5～6人」が50法人（19.7%）で、法に規定された最低限の役員数もしくは比較的小規模な役員数で運営していることが読み取れます。

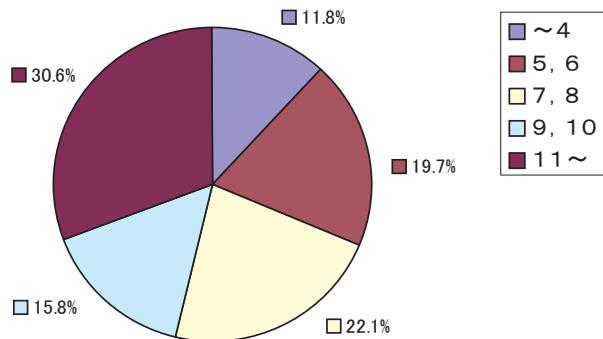
また、「7～8人」が56法人（22.1%）、「9～10人」が40法人（15.8%）あります。

さらに、「11人以上」という法人が78法人（30.6%）にものぼり、「9人から10人」の役員を置く法人と併せると118法人（46.4%）となり、約半数の法人が10人前後の役員数で運営を行っていることがわかります。

<役員の数>

人 数	法 人	%
～4	30	11.8
5, 6	50	19.7
7, 8	56	22.1
9, 10	40	15.8
11～	78	30.6
合 計	254	100.0

※125団体については不明



5 設立時期

法人を設立するためには、兵庫県内にのみ事務所を設置する法人は、活動場所が兵庫県外や海外であっても兵庫県知事に、2つ以上の都道府県に事務所を設置する法人については、内閣総理大臣に設立認証申請を行うことになります。

法の施行が平成10年12月1日であり、申請後、NPO法人が認証されるまでには数ヶ月を要することから平成10年の設立法人はありません。

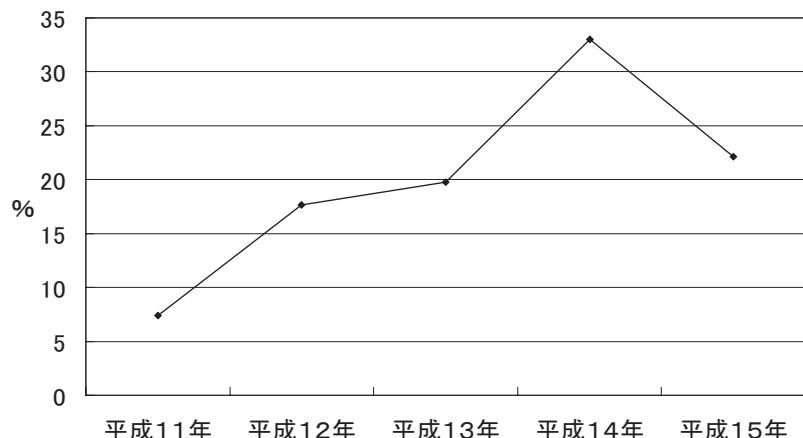
兵庫県においては、平成14年に設立された法人数が一番多く、125法人（33.0%）あります。

次いで、平成15年設立は84法人（22.2%）、平成13年設立は75法人（19.8%）、平成12年設立は67法人（17.7%）、平成11年設立は28法人（7.4%）という順番になっています。

<設立年>

設立年	法人	%
平成11年	28	7.4
平成12年	67	17.7
平成13年	75	19.8
平成14年	125	33.0
平成15年	84	22.1
合 計	379	100.0

(注) 15年については、6月時点の法人数



6 設立時期と社員数の関係

設立された時期と法人の社員数との関係はどうなっているのかを見てみました。

(1) 平成11年設立

平成11年に設立された法人の社員数は、「10人以上15人以下」が18法人（64.3%）、「16人以上20人以下」が3法人（10.7%）、「21人以上30人以下」が5法人（17.9%）、「51人以上」が2法人（7.1%）となっています。

(2) 平成12年設立

平成12年に設立された法人の社員数は、「10人以上15人以下」が40法人（60.6%）、「16人以上20人以下」が11法人（16.6%）、「21人以上30人以下」、「31人以上50人以下」及び「51人以上」が共に5法人（7.6%）となっています。

(3) 平成13年設立

平成13年に設立された法人の社員数は、「10人以上15人以下」が51法人（68.9%）、「16人以上20人以下」が9法人（12.2%）、「21人以上30人以下」が6法人（8.1%）、「31人以上50人以下」が5法人（6.8%）、「51人以上」が3法人（4.0%）となっています。

(4) 平成14年設立

平成14年に設立された法人の社員数は、「10人以上15人以下」が55法人（78.6%）、「16人以上20人以下」が10法人（14.3%）、「21人以上30人以下」が4法人（5.7%）、「51人以上」が1法人（1.4%）となっています。

なお、平成15年の設立はデータが不充分であったため、調査しておりません。

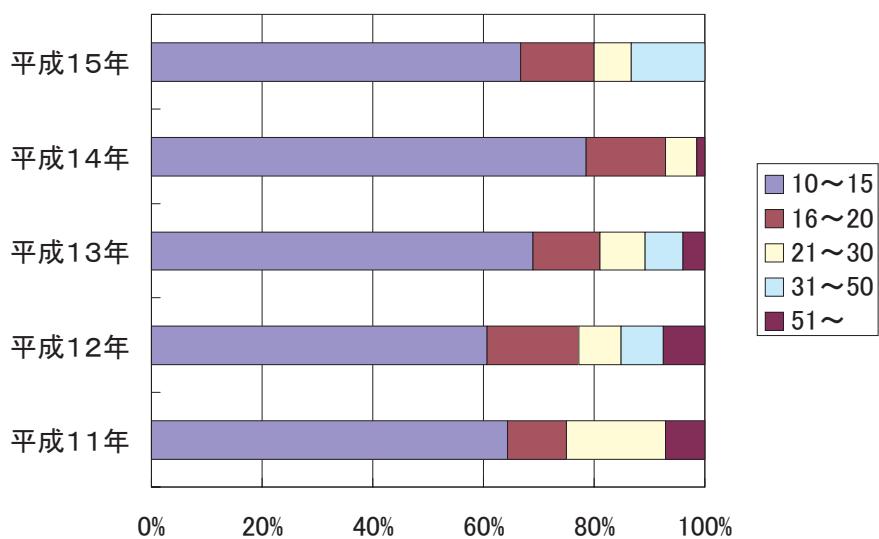
全体として、「10～15人」の規模の小さな法人は、年を追う毎に増加傾向にあり、一方で「51人以上」の規模の大きな法人は、11・12年に認証を受け、以降低減している傾向があります。

(5) 平成15年設立

平成15年に設立された法人の社員数は、「10人以上15人以下」が56法人（66.7%）、「16人以上20人以下」が11法人（13.3%）、「21人以上30人以下」が5法人（6.7%）、「31人以上50人以下」が12法人（13.3%）となっています。

<設立年と社員数の関係>

区分	10～15	16～20	21～30	31～50	51～	合計
平成11年	64.3	10.7	17.9	0.0	7.1	100.0
平成12年	60.6	16.6	7.6	7.6	7.6	100.0
平成13年	68.9	12.2	8.1	6.8	4.0	100.0
平成14年	78.6	14.3	5.7	0.0	1.4	100.0
平成15年	66.7	13.3	6.7	13.3	0.0	100.0



7 事務所の所在地域

兵庫県は、人口が556万5千人（西日本第2位）、面積8,392km²（西日本第3位）と広大な県で、日本のほぼ中央に位置し、日本海と太平洋に面する県は、本州では青森県と兵庫県だけです。また近畿のなかで、面積は大阪府、京都府に奈良県の半分を加えた広さを有します。

さらに兵庫県は、「但馬」「丹波」「摂津」「播磨」「淡路」という5つの地域から成り立っており、地域によって、自然、歴史、文化、人口構成などが大きく異なるのも特色です。

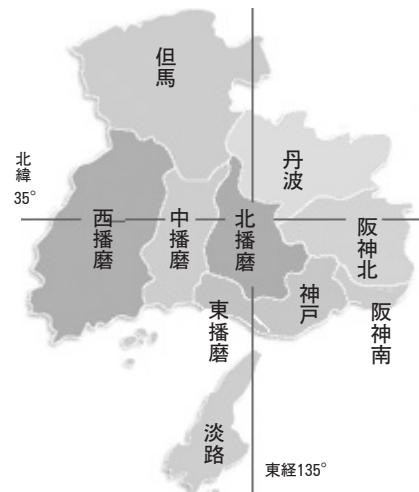
そのため、NPO法人も地域によって様々なミッション、活動スタイルをもっています。

そこで、兵庫県の県民局の地域ごとのNPO法人の事務所数を調査しました。

(1) 地域ごと（県民局単位）の法人数

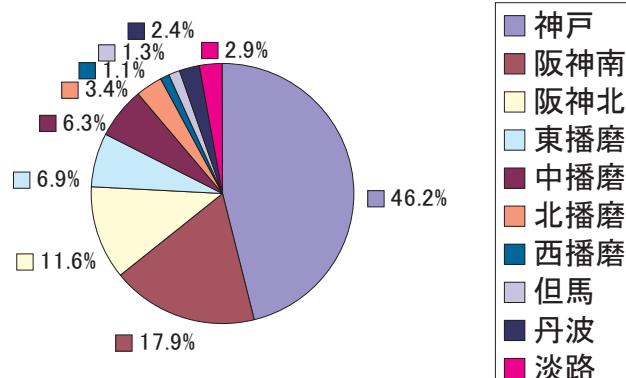
神戸地域は175法人（46.2%）あり、県内のほぼ半数のNPO法人が神戸市内に事務所を置いていることがわかります。

次いで、阪神南地域は68法人（17.9%）、阪神北地域は44法人（11.6%）となっており、阪神地域としては112法人（29.5%）となり、神戸地域を合わせると、実に287法人（75.7%）となり、兵庫県のNPO法人の約4分の3が神戸・阪神間の都市部に集中していることがわかります。



＜事務所の所在地＞

区分	法人	%
神 戸	175	46.2
阪神南	68	17.9
阪神北	44	11.6
東播磨	26	6.9
中播磨	24	6.3
北播磨	13	3.4
西播磨	4	1.1
但 馬	5	1.3
丹 波	9	2.4
淡 路	11	2.9
計	379	100.0



一方、東播磨地域では26法人（6.9%）、中播磨地域が24法人（6.3%）、北播磨地域が13法人（3.4%）、淡路地域が11法人（2.9%）、丹波地域が9法人（2.4%）、但馬地域が5法人（1.3%）、西播磨地域が4法人（1.1%）となっており、瀬戸内海沿岸の大都市地域に集中しているのが大きな特徴です。

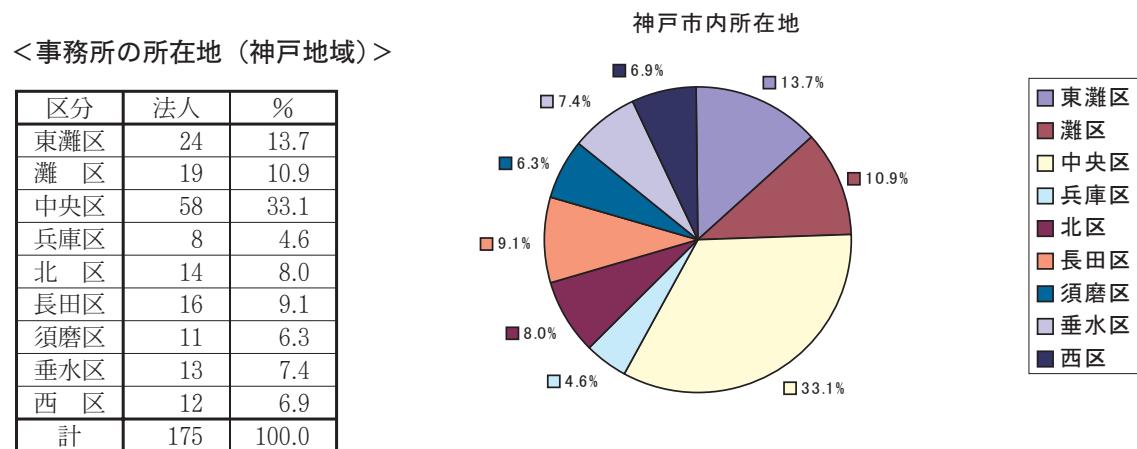
(2) 神戸市内の区ごとの法人数

次に、神戸市内における「区」ごとに見てみると、中央区が58法人（33.1%）あり、神戸市内の約3割のNPO法人が中央区内に事務所を置いていることがわかります。

次いで、東灘区が24法人（13.7%）、灘区が19法人（10.9%）となっており、阪神間側で比較的多くの法人が所在しています。

また、長田区では16法人（9.1%）が所在し、地震による復興が関係しているものと考えられます。

さらに、北区で14法人（8.0%）、垂水区で13法人（7.4%）、西区で12法人（6.9%）、須磨区で11法人（6.3%）、兵庫区で8法人（4.6%）となっています。



(3) 市町ごとの法人数

神戸市が175法人（46.2%）と突出していますが、次いで西宮市が32法人（8.4%）、姫路市が23法人（6.1%）、尼崎市が22法人（5.8%）、宝塚市が20法人（5.3%）、芦屋市が14法人（3.7%）、明石市が12法人（3.2%）、加古川市が11法人（2.9%）、川西市が10法人（2.6%）となっており、県南部に集中しています。

<事務所の所在地（全市区町）>

<神戸地域>

区分	法人	%
東灘区	24	6.3
灘 区	19	5.0
中央区	58	15.3
兵庫区	8	2.1
北 区	14	3.7
長田区	16	4.2
須磨区	11	2.9
垂水区	13	3.4
西 区	12	3.2
計	175	46.2

<阪神南地域>

区分	法人	%
尼崎市	22	5.8
西宮市	32	8.4
芦屋市	14	3.7
計	68	17.9

<阪神北地域>

区分	法人	%
伊丹市	8	2.1
宝塚市	20	5.3
川西市	10	2.6
三田市	5	1.3
猪名川町	1	0.3
計	44	11.6

<東播磨地域>

区分	法人	%
明石市	12	3.2
加古川市	11	2.9
高砂市	2	0.5
稲美町	1	0.3
播磨町	0	0.0
計	26	6.9

<丹波地域>

区分	法人	%
篠山市	5	1.3
柏原町	1	0.3
氷上町	1	0.3
青垣町	0	0.0
春日町	0	0.0
山南町	1	0.3
市島町	1	0.3
計	9	2.4

<北播磨地域>

区分	法人	%
西脇市	3	0.8
三木市	3	0.8
小野市	2	0.5
加西市	0	0.0
吉川町	0	0.0
社 町	1	0.3
滝野町	1	0.3
東条町	1	0.3
中 町	1	0.3
加美町	0	0.0
八千代町	0	0.0
黒田庄町	1	0.3
計	13	3.4

<西播磨地域>

区分	法人	%
相生市	1	0.3
龍野市	1	0.3
赤穂市	0	0.0
新宮町	0	0.0
揖保川町	0	0.0
御津町	1	0.0
太子町	0	0.0
上郡町	1	0.3
佐用町	0	0.0
南光町	0	0.0
三日月町	0	0.0
山崎町	1	0.3
安富町	0	0.0
波賀町	0	0.0
千種町	0	0.0
計	5	1.0

<中播磨地域>

区分	法人	%
姫路市	23	6.1
家島町	0	0.0
夢前町	0	0.0
神崎町	0	0.0
市川町	0	0.0
福崎町	0	0.0
香寺町	1	0.3
大河内町	0	0.0
計	24	6.3

<但馬地域>

区分	法人	%
豊岡市	3	0.8
城崎町	0	0.0
竹野町	0	0.0
香住町	0	0.0
日高町	0	0.0
出石町	0	0.0
但東町	0	0.0
村岡町	0	0.0
浜坂町	0	0.0
美方町	1	0.3
温泉町	0	0.0
八鹿町	0	0.0
養父町	0	0.0
大家町	0	0.0
関宮町	0	0.0
生野町	0	0.0
和田山町	1	0.3
山東町	0	0.0
朝来町	0	0.0
計	5	1.3

<淡路地域>

区分	法人	%
洲本市	1	0.3
津名町	2	0.5
淡路町	1	0.3
北淡町	2	0.5
一宮町	1	0.3
五色町	2	0.5
東浦町	1	0.3
緑 町	0	0.0
西淡町	0	0.0
三原町	1	0.3
南淡町	0	0.0
計	11	2.9

第2節 運営に関するデータ

1 役員報酬の有無

NPO法人においては、役員は報酬を受けることができますが、その数は役員総数の3分の1以下でなくてはなりません（法第2条第2号第1号口）。

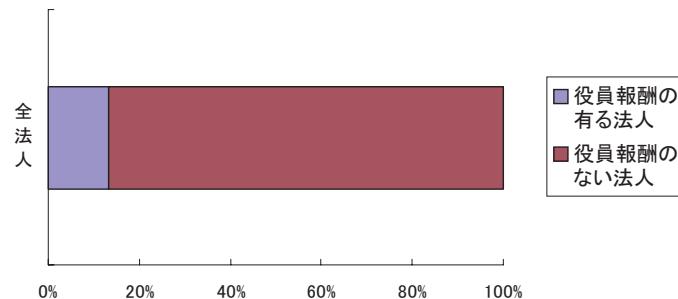
この要件は、特定非営利活動法人の非営利性を実質的に確保する目的で定められており、年度末等の一時点のみならず、年間を通して常に満たしておく必要があります。

なお、報酬とは、「役員としての労務や事務を行った時に支払われる金銭」を示し、給与（賃金）は一般的に「労務、仕事の完成、事務の処理等の対価として支払われる金銭・物品」のことを示します。

兵庫県においては、実態把握できた254法人の内、34法人（13.4%）が役員報酬を支払っており、220法人（86.6%）が役員報酬を支払っていないという結果になっています。

＜役員報酬の有無＞

区分	法人	%
役員報酬の有る法人	34	13.4
役員報酬のない法人	220	86.6



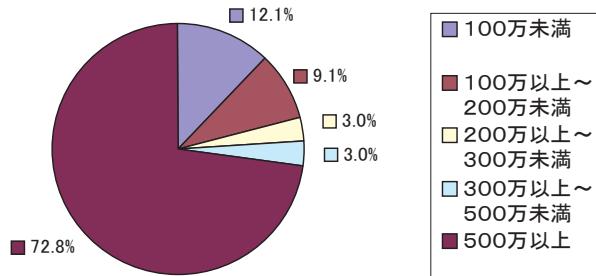
2 役員報酬のある法人と収入の関係

どれくらいの収入がある法人で役員報酬を出しているのかを調べてみました。

「500万円以上の収入がある」法人で役員報酬を出しているのは25法人（72.8%）、一方で、「100万円未満」及び「100万円以上200万円未満」の収入がある法人で役員報酬を出しているのが6法人（21.2%）となっており、収入と密接に関連していることがわかります。

＜役員報酬の有る法人と収入の関係＞

	有
100万未満	12.1%
100万以上～200万未満	9.1
200万以上～300万未満	3.0
300万以上～500万未満	3.0
500万以上	72.8
合計	100.0



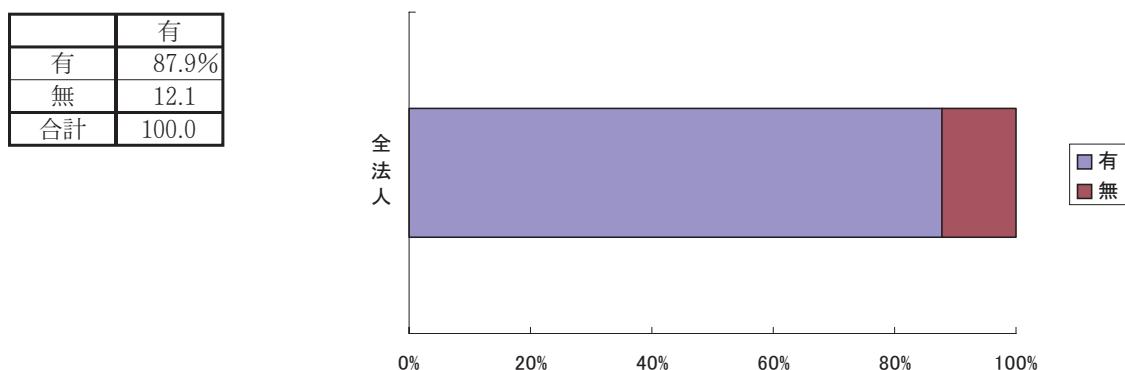
3 役員報酬のある法人と会費・事業・寄附金収入の有無の関係

役員報酬を出している法人について、会費収入、事業収入及び寄附金収入があるかないかを調べ、その関係を見てみました。

(1) 役員報酬の有無と会費収入の有無の関係

「役員報酬を出しており、かつ会費収入がある」としているのは29法人（87.9%）、「役員報酬を出しており、会費収入がない」としているのは4法人（12.1%）となっています。

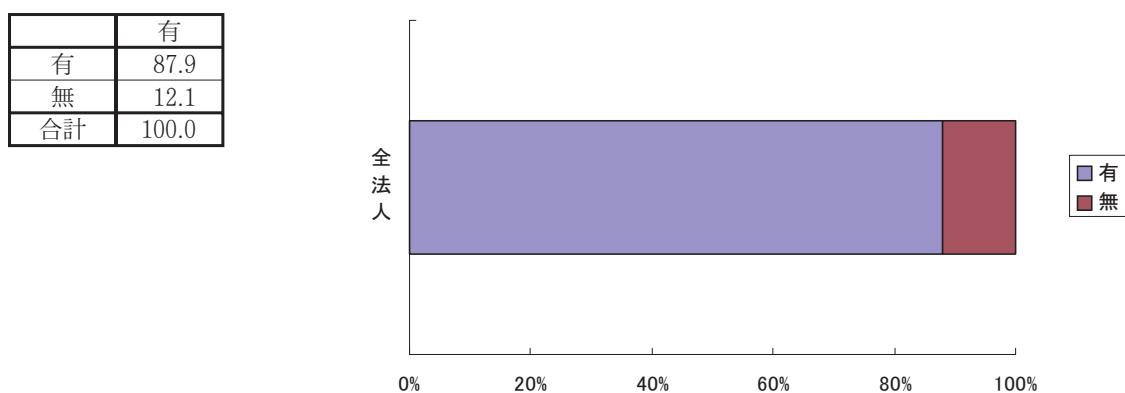
<役員報酬の有る法人と会費収入の有無の関係>



(2) 役員報酬の有無と事業収入の有無の関係

「役員報酬を出しており、かつ事業収入がある」としているのは、会費収入と同様29法人（87.9%）となっており、「役員報酬を出しており、事業収入がない」としているのは4法人（12.1%）となっています。

<役員報酬の有る法人と事業収入の有無の関係>

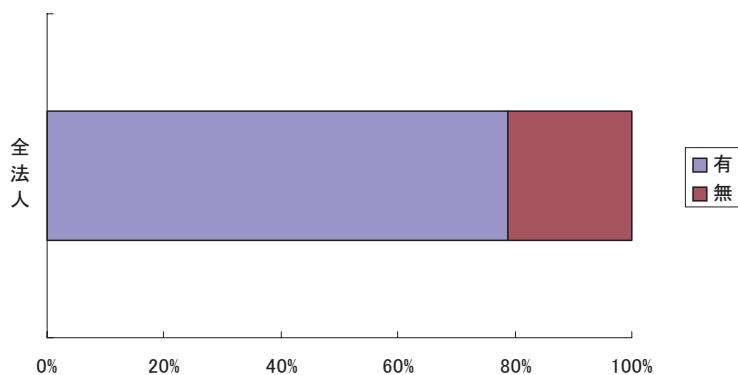


(3) 役員報酬の有無と寄附金収入の有無の関係

「役員報酬を出しており、かつ寄附金収入がある」としているのは、26法人（78.8%）となっており、「役員報酬を出しており、寄附金収入がない」としているのは7法人（21.2%）となっています。

<役員報酬の有る法人と寄附金収入の有無の関係>

	有
有	78.8
無	21.2
合計	100.0



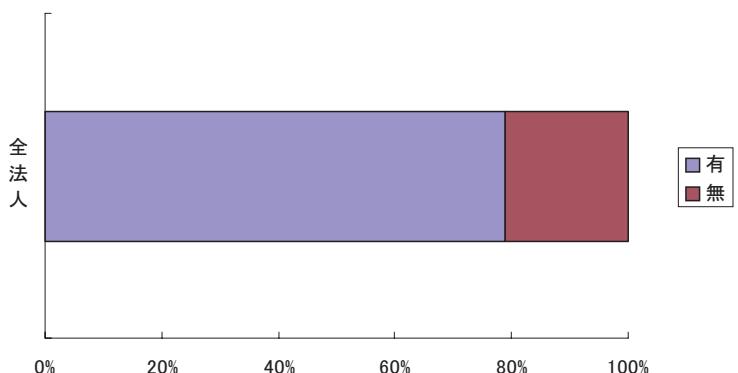
(4) 役員報酬の有無と収益事業の有無の関係

役員報酬の有無と収益事業の有無の関係は、(3)の寄附金収入の有無と全く同じ結果になっています。

この(1)～(4)のデータから、自己資金としての会費収入、事業収入、寄附金収入がある法人の多くが金額の多寡は別にして、役員に対する報酬を出していることがわかります。

<役員報酬の有る団体と収益事業の有無の関係>

	有
有	78.8
無	21.2
合計	100.0

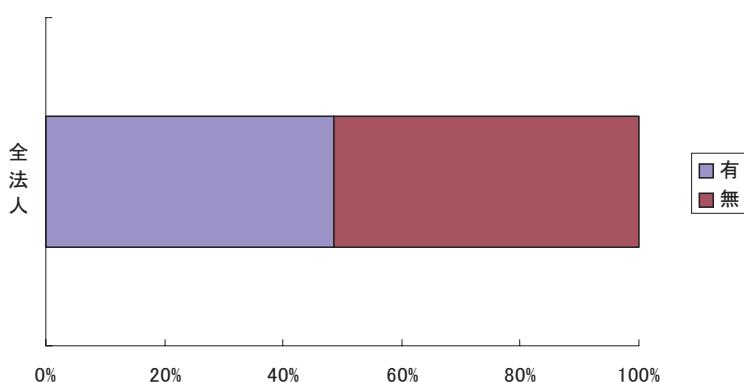


(5) 役員報酬の有無と助成金・補助金の有無の関係

一方、役員報酬を出している法人で、民間の助成財団からの助成金や行政等からの補助金などがあるとなっている法人は、16法人（48.5%）となっており、助成金や補助金などがないとなっている法人は、17法人（51.5%）と大差はなく、助成金や補助金と役員報酬とは、あまり関係していないことが見てとれます。

<役員報酬の有る法人と助成金・補助金の有無の関係>

	有
有	48.5
無	51.5
合計	100.0



4 社員の入会金及び会費の額

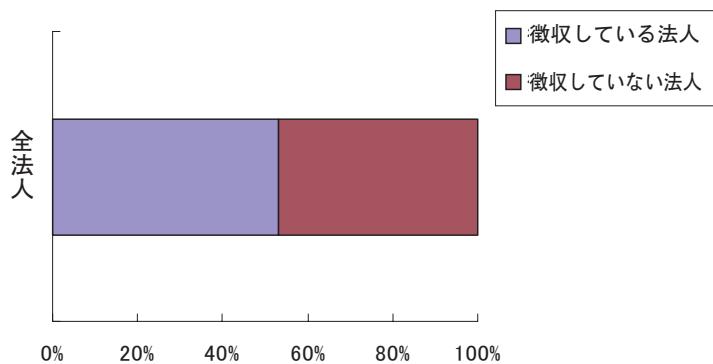
法人によっては、社員から入会に際し「入会金」を徴収しているところ、或いは、年度ごとに「会費」を徴収しているところがあります。まだまだN P Oの認知度が低く、寄附による賛同が得られず、事業収入が十分見込めない場合には、法人の社員が資金を持ち寄って法人の運営費としている現状があります。

(1) 入会金

社員から入会金を全く徴収していない法人は178法人（47.0%）ありますが、残り201法人（53.0%）が社員から入会金を徴収していることになり、入会金を全く徴収していない法人より多い数値を示しています。

<入会金の有無>

	法人	%
徴収している法人	201	53.0
徴収していない法人	178	47.0



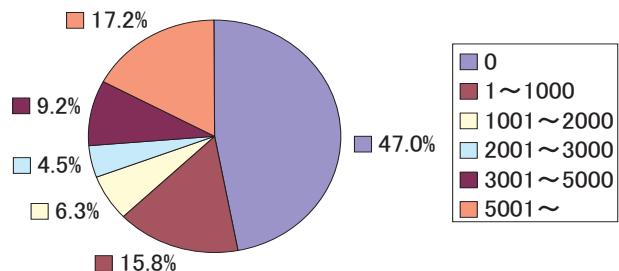
では、いくらぐらいの額を徴収しているかですが、「1,000円までの額」を徴収している法人が60法人（15.8%）、「1,001円～2,000円の額」を徴収している法人が24法人（6.3%）、「2,001円～3,000円の額」を徴収している法人が17法人（4.5%）、「3,001円～5,000円の額」を徴収している法人が35法人（9.2%）となっています。

これらを総計して入会金を徴収している法人の内、「5,000円までの額」を徴収している法人が3分の2以上を占め（136法人）、一方、比較的高額な「5,001円以上の額」を徴収

している法人が全体では65法人（17.2%）で、入会金を徴収している法人でみると、約3分の1あることがわかります。

<社員の入会金の額>

金額	法人	%
0	178	47.0
1～1000	60	15.8
1001～2000	24	6.3
2001～3000	17	4.5
3001～5000	35	9.2
5001～	65	17.2
合計	379	100.0



(2) 会費

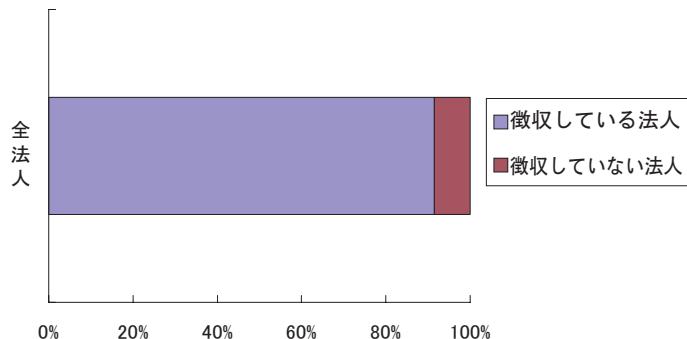
社員から会費を全く徴収していない法人は32法人（8.4%）と極めて例外的で、残り347法人（91.6%）が社員から会費を徴収しており、ほとんどの法人が会費を徴収している現状が伺えます。

会費額別には、「1,000円までの額」を徴収している法人が54法人（14.3%）、「1,001円～2,000円の額」を徴収している法人が48法人（12.7%）、「2,001円～3,000円の額」を徴収している法人が60法人（15.8%）、「3,001円～5,000円の額」を徴収している法人が58法人（15.3%）となっています。

これらを総計して、「5,000円までの額」を徴収している法人が220法人（58.1%）となり、一方、比較的高額な「5,001円以上の額」を徴収している法人は127法人（33.5%）にも上り、全体の約3割の法人が収入の財源として社員の会費を充てていることがわかります。

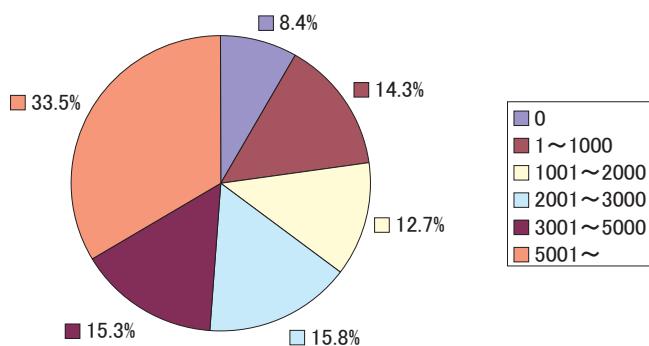
<会費の有無>

	法人	%
徴収している法人	347	91.6
徴収していない法人	32	8.4



<社員の会費の額>

金額	法人	%
0	32	8.4
1~1000	54	14.3
1001~2000	48	12.7
2001~3000	60	15.8
3001~5000	58	15.3
5001~	127	33.5
合計	379	100.0



5 総会

特定非営利活動法人の事務は、定款で理事その他の役員に委任しているもの以外は総会の議決に基づいて行います（法第30条において準用する民法第63条）。従って、理事会などに委任していない事項については、総て総会での議決事項となります。

法人の運営などに関する基本的な事項は毎年総会で決定されるべきであるという考えに基づき、通常総会は、毎年1回は開催しなければなりませんが（法第30条において準用する民法第60条）、理事が必要であると認めるときや総社員の5分の1以上から請求があったとき（この定数は定款で増減可能）は、法人の取り決めに関係なく臨時総会を開催することができます。

また、「定款の変更」、「法人の解散」、「法人の合併」については、法律上、総会で決議することが規定されていますので、必ず総会で議決することが必要であり、理事会などに委任することは認められません。

(1) 開催頻度

通常総会は、毎年1回は開催しなければならないため（法第30条において準用する民法第60条）、371法人（97.9%）とほとんどの法人が年1回の開催になっています。2回以上の開催となると、8法人（2.1%）とほとんどなくなりますが、多くの総会出席者の調整など事務の煩雑さがあり、また、機動的に意思決定を行うことができる理事会で日常的なことは決定しているためと考えられます。

<総会開催回数>

開催頻度	法人	%
年1回	371	97.9
年2回	7	1.8
年3回	1	0.3
年4回以上	0	0.0
合計	379	100.0

(2) 議決事項

「定款の変更」、「解散」及び「合併」については、法律上、総会で決議することが規定されていますので、必ず総会で議決することが必要であり、理事会などに委任することは認められません。

逆に言えば、「定款の変更」、「解散」及び「合併」以外の事項については、総会で議決する必要はなく、理事会などに委任することができます。

しかし、「事業計画・収支予算」、「事業報告・収支決算」及び「役員の選任・解任」、などは、その法人の基本的運営を左右するものであり、総会での議決事項としてふさわしい事項でもあります。

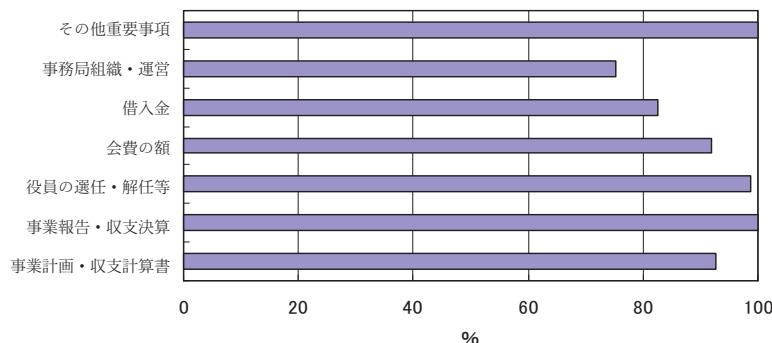
そこで、兵庫県内におけるN P O 法人では、総会においてどのような議決事項を取り上げているかを調べてみました。

「事業報告及び収支決算」については、法人の1年間の総決算でありその評価を総会に委ね、全ての法人が総会での議決事項としております。

また、「役員の選任・解任及び職務・報酬に関する事項」を挙げているのは374法人(98.7%)、「事業計画及び収支予算並びにその変更」を挙げているのは351法人(92.6%)、「会費の額」を挙げているのは348法人(91.8%)、「借入金」を挙げているのは313法人(82.6%)、次いで「事務局の組織及び運営」を挙げているのは285法人(75.2%)と、いずれ多くの法人が主要な事項については総会での議決をはかっており、総会を重要視していることが読み取れます。

<総会の議決事項>

種類	法人	%
事業計画・収支計算書	351	92.6
事業報告・収支決算	379	100.0
役員の選任・解任等	374	98.7
会費の額	348	91.8
借入金	313	82.6
事務局組織・運営	285	75.2
その他重要事項	379	100.0



6 理事会

理事は、社員の委任を受けて、法人の業務を執行し、また対外的に法人を代表して行動しています。理事は、法律上3人以上おかなければならず、法人の業務は、定款に特別の定めがなければ、その理事の過半数をもって決定されます（法第17条）。

また、その3人以上の理事は、それぞれが法人を代表する権限を持ちます（法第15条及び第16条）。

理事会は、このような権限を持つ理事が集まり、意思決定を行う機関です。

法律上は、必ずしも置く必要はありませんが、理事が話し合って合理的かつ効率的な意思決定を行うことは、適正な法人運営を行う上で大変重要なことですので、理事会を設けない法人はほとんどありません。

理事会は、実質上、法人の業務運営を決定する最も重要な機関ですので、理事会に与える権限や理事会における意思決定の方法などについては、社員が話し合って慎重に決め、定款に定めなければなりません。

理事会においては、「総会に付議すべき事項」の他、「総会の議決した事項の執行に関する事項」及び「その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項」を議決することとして、総会の機能と整合性をとる必要があります、議決する事項は、ほぼ総会と同じ状況です。

7 有給職員の有無

NPO法人は、自らのミッションの実現に向け、幅広く事業を実施しています。そのため、多くの活動や事業を実施し、法人としての多くの事務に追われ、とても少数の理事では運営が難しい状態です。

そこで、法人によっては給与を支払い、正規の職員として、あるいはアルバイトとして有給の職員をおいているところがあります。

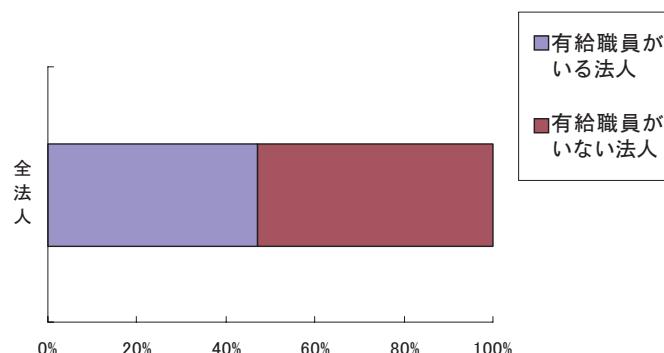
法人としては、有給職員を採用した場合は、労働保険や社会保険などの事務及び費用負担が発生しますが、「有給」にすることによって、一定の責任感を職員に求めることができます。

しかし、労働基準法における最低賃金を支払う必要があるなど、法人の経営を圧迫する面もあるので、全ての法人が有給職員を有しているわけではありません。

兵庫県のNPO法人では「有給職員がいる」が117法人（47.0%）、一方、「有給職員がない」が132法人（53.0%）となっており、やや「有給職員がない」法人の方が多くなっていますが、概ね半々であるといえます。

<有給職員の有無>

	法人	%
有給職員がいる法人	117	47.0
有給職員がない法人	132	53.0
合計	249	100.0



8 有給職員がいる法人と支出の関係

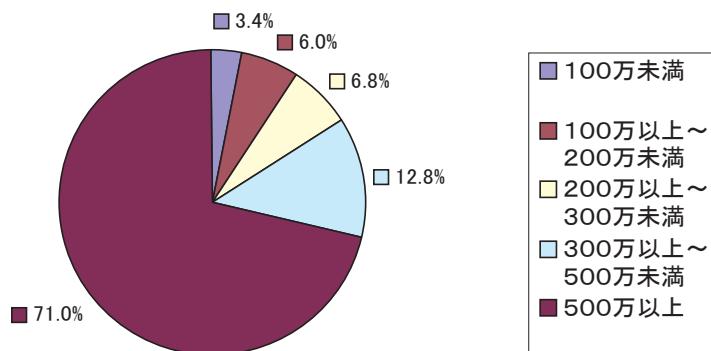
どれくらいの支出がある法人で職員等に給与等を出しているのかを調べてみました。

「500万円以上の支出がある」法人の割合が突出し、83法人（71.0%）となっております。

次いで「300万円以上500万円未満」の支出がある法人が15法人（12.8%）、「200万円以上300万円未満」の支出がある法人が8法人（6.8%）、「100万円以上200万円未満」の支出がある法人が7法人（6.0%）、「100万円未満」の支出がある法人が4法人（3.4%）となっています。

<有給職員の有無と支出の関係>

	有
100万未満	3.4
100万以上～200万未満	6.0
200万以上～300万未満	6.8
300万以上～500万未満	12.8
500万以上	71.0
合 計	100.0



9 有給職員がいる法人と会費・事業・寄附金収入の有無の関係

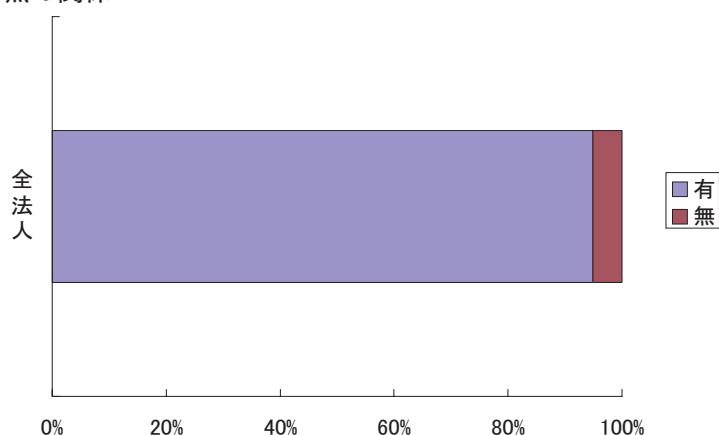
職員等に給与等を出している法人について、会費収入、事業収入及び寄附金収入があるかないかを調べ、その関係を見てみます。

(1) 有給職員の有無と会費収入の有無の関係

有給職員のいる法人のほとんどで会費収入があり（111法人・94.9%）となっており、会費収入がない法人は、ごく一部（6法人・5.1%）となっております。

<有給職員の有無と会費収入の有無の関係>

	有
有	94.9
無	5.1
合計	100.0

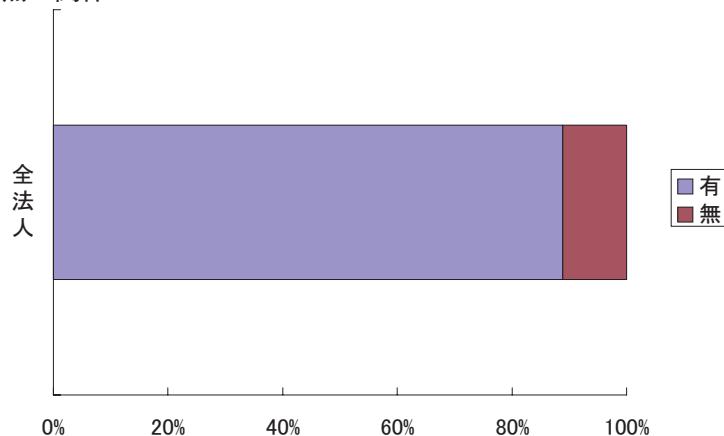


(2) 有給職員の有無と事業収入の有無の関係

会費収入と同様、有給職員のいる法人の9割近く（104法人・88.9%）で事業収入があり、事業収入のない法人は、1割（13法人・11.1%）となっております。

<有給職員の有無と事業収入の有無の関係>

	有
有	88.9
無	11.1
合計	100.0

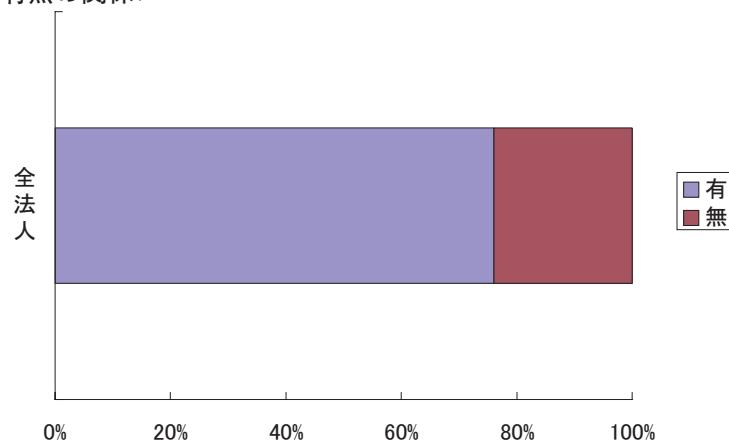


(3) 有給職員の有無と寄附金収入の有無の関係

「職員等に給与等を出しており、かつ寄附金収入がある」としているのは、89法人（76.1%）となっており、「職員等に給与等を出しており、寄附金収入がない」としているのは28法人（23.9%）となっております。

<有給収入の有無と寄付金収入の有無の関係>

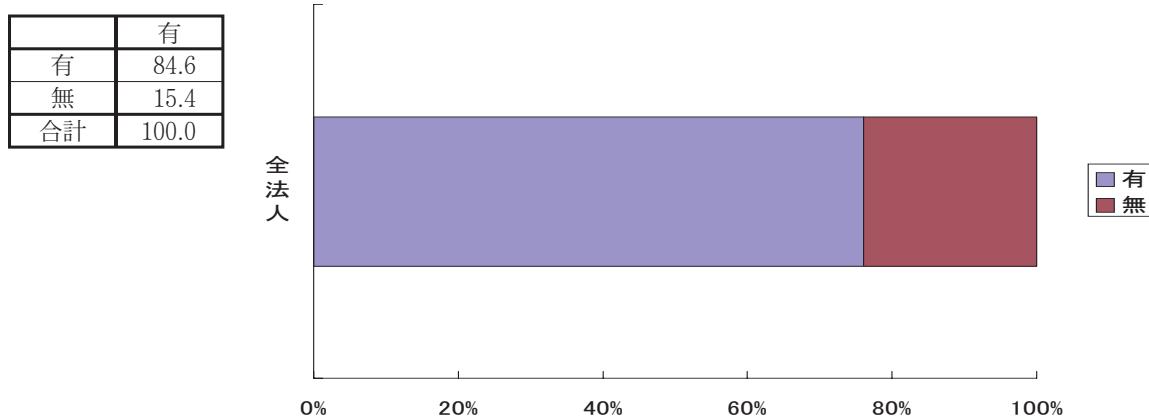
	有
有	76.1
無	23.9
合計	100.0



(4) 有給職員の有無と収益事業の有無の関係

「職員等に給与等を出しており、かつ収益事業収入がある」としているのは99法人（84.6%）となっており、「職員等に給与等を出しており、収益事業がない」としているのは15法人（15.4%）となっています。

<有給職員の有無と収益事業の有無の関係>

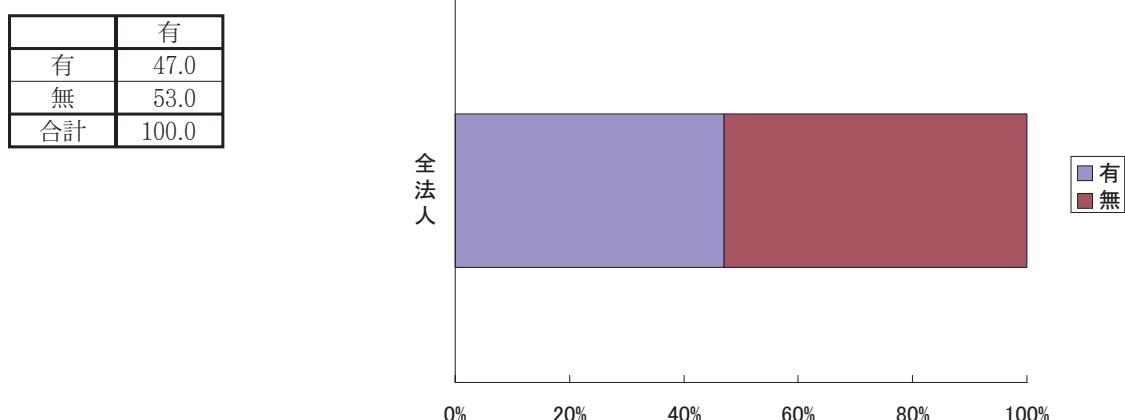


この(1)～(4)のデータから、自己資金としての会費収入、事業収入、寄附金収入がある法人の多くが金額の多寡は別にして、職員等に給与等を出していることがわかります。

(5) 有給職員の有無と助成金・補助金の有無の関係

一方、職員等に給与等を出している法人で、民間の助成財団からの助成金や行政等からの補助金などがあるとしている法人は55法人（47.0%）となっており、助成金や補助金などがないとなっている法人62法人（53.0%）と大差はなく、助成金や補助金と有給職員の有無とは、あまり関係していないことが見てとれます。

<有給職員の有無と助成金・補助金の有無の関係>



10 有給職員の有無と地域の関係

各地域によって、有給職員を抱える法人の数がどれくらいあるかを調査しました。

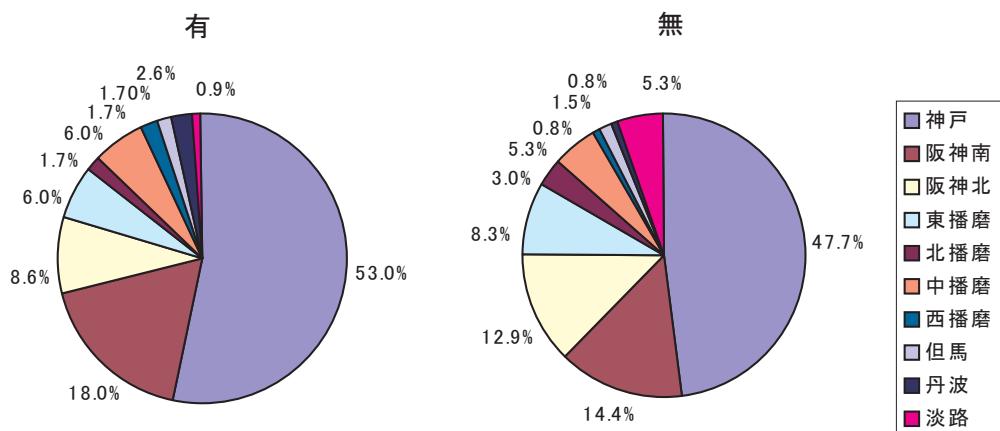
「神戸地域」、「阪神南地域」、「中播磨地域」、「但馬地域」で半数の法人が有給職員を抱えています。

有給職員を抱える法人の割合が高いのは「西播磨地域」「丹波地域」です。

一方、その割合が最も低いのは「淡路地域」で、8法人に対し1法人（12.5%）しか有給職員を抱えていないという極端な結果となっています。

<有給職員の有無と地域の関係>

区分	法人数	有	無	有(%)	無(%)
神戸	125	62	63	49.6	50.4
阪神南	40	21	19	52.5	47.5
阪神北	27	10	17	37.0	63.0
東播磨	18	7	11	38.9	61.1
北播磨	6	2	4	33.3	66.7
中播磨	14	7	7	50.0	50.0
西播磨	3	2	1	66.7	33.3
但馬	4	2	2	50.0	50.0
丹波	4	3	1	75.0	25.0
淡路	8	1	7	12.5	87.5
合計	249	117	132		



11 有給職員の有無と法人の収入の関係

どれくらいの収入額を有する法人が有給職員を多く抱えているのかを見てみました。

「100万円未満の収入がある」法人で有給職員を抱えているのは5法人（7.9%）となつており、やはり収入が少ないために、有給スタッフを抱えることができない現状が見て取れます。

「100万円以上200万円未満の収入」があるもので6法人（25.0%）、「200万円以上300万円未満の収入」があるもので9法人（45.0%）、「300万円以上500万円未満の収入」があるもので15法人（50.0%）、「500万円以上の収入」があるもので82法人（73.3%）と、当然の結果として収入額が大きくなるほど、有給職員を抱える法人が多いことがわかります。

第3節 会計に関するデータ

1 会計規模

NPO法第27条では、NPO法人の会計原則を規定しています。NPO法人は、現行法体系との整合性や、悪用への危惧等から、公益法人のひとつという位置付けで法制化されたとはいえ、収支予算書の提出については設立又は合併の時だけであり、決算書に予算額と実績額の差異を記載する必要もありません。基本財産という概念もなく、当初資産が0円でも設立することができます。

これはNPO法人の自主性、自立性をできるだけ尊重するとともに、法人の財務、会計がずさんなものに陥ることがないよう、その会計の原則を法律の条文に明記しています。このように特別法に会計の原則が規定されるのは、極めて異例のことと言えます。

加えて、「特定非営利活動法人の会計は、この法律の定めるもののほか、次に掲げる原則に従って、行わなければならない。」として、次のとおり定めています。

- (1) 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること
- (2) 財産目録、貸借対照表及び収支計算書は、会計簿に基づいて収支及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。
- (3) 採用する会計処理の基準及び手続きについては、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

つまり、NPO法人も社会的責任、存在意義を考慮し、対外的に透明性を確保するために、会計について、「正規の簿記の原則」、「真実性の原則」、「明瞭性の原則」、「継続性の原則」を適用するのは当然のことです。

もっとも、単式会計（帳簿が出納帳だけ）でも差支えありません。ただしこのままで財産目録や貸借対照表を作成できないので、資産・負債が多岐にわたるときは最初から複式簿記で処理した方が望ましいと考えられます。

2 収入金額

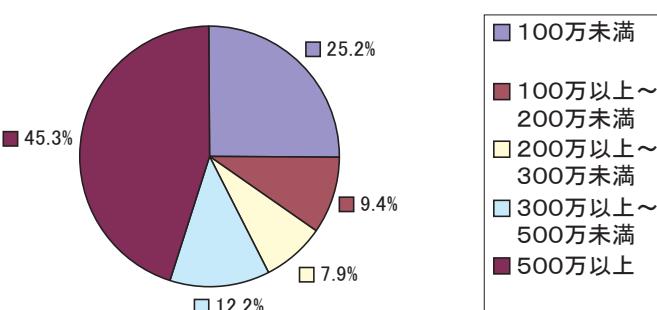
では、兵庫県内におけるNPO法人の会計規模はどのようにになっているのでしょうか。

まず、収入についてですが、「500万円以上の収入がある」のは、115法人（45.3%）となっており、過半数を満たさない状況です。

一方、「100万円未満」が64法人（25.2%）、「300万円以上500万円未満」が31法人（12.2%）、「100万円以上200万円未満」が24法人（9.4%）、「200万円以上300万円未満」が20法人（7.9%）となっており、会計規模の小さな法人が過半数以上を占めているのが現状です。

<会計規模（収入額）>

区分	法人	%
100万未満	64	25.2
100万以上～200万未満	24	9.4
200万以上～300万未満	20	7.9
300万以上～500万未満	31	12.2
500万以上	115	45.3
合 計	254	100.0



3 収入の内容

NPO法人の収入としては、法人の社員、会員、構成員から集める「会費・入会金収入」、特定非営利活動に係る事業及びその他の収益事業による「事業収入」、市民、企業などの善意から寄せられる「寄附金収入」、そして、行政又は助成団体等からの「助成金・補助金収入」などが考えられます。

「会費・入会金収入」がある法人は、約9割近くを数え（222法人・87.4%）、事業収入や寄附金収入だけではなく、法人内の社員、会員、構成員から集める会費・入会金収入で事業及び活動を行っていることがわかります。

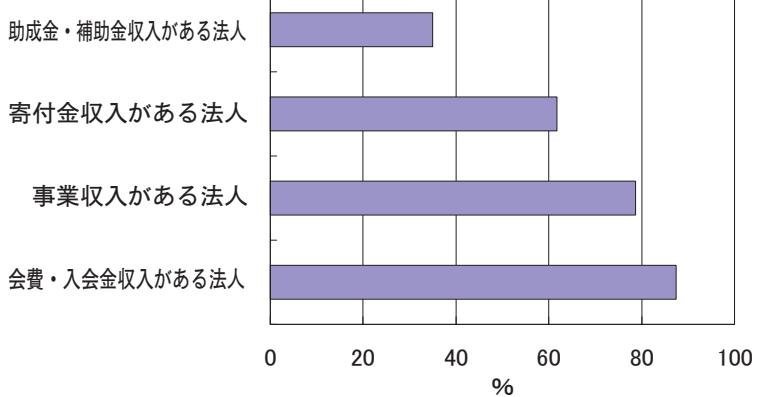
また、「事業収入」があるのは、200法人（78.7%）でほとんどのNPO法人が、運営の基本となる事業収入を確保して活動を行っています。

さらに、「寄附金収入」があるのは、157法人（61.8%）です。

次に、「助成金・補助金収入」があるのは、89法人（35.0%）となっています。

<収入の内容>

区分	法人	%
会費・入会金収入がある法人	222	87.4
事業収入がある法人	200	78.7
寄附金収入がある法人	157	61.8
助成金・補助金収入がある法人	89	35.0



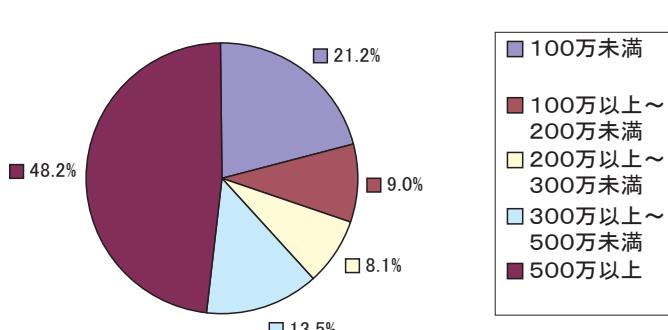
4 全体収入と会費収入の関係

会費収入を集めている法人の全体収入の規模はどれくらいになっているのかを見てみると、「500万円以上の収入がある」法人で会費収入を集めているのは107法人（48.2%）となっています。

次いで「100万円未満」が47法人（21.2%）、「300万円以上500万円未満」が30法人（13.5%）、「100万円以上200万円未満」が20法人（9.0%）、「200万円以上300万円未満」が18法人（8.1%）となっています。

<収入と会費収入の有無の関係>

区分	法人	%
100万未満	47	21.2
100万以上～200万未満	20	9.0
200万以上～300万未満	18	8.1
300万以上～500万未満	30	13.5
500万以上	107	48.2
合計	222	100.0



5 会費収入の有無と事業収入の関係

「会費収入があり、かつ事業収入ある」のは185法人（72.8%）です。

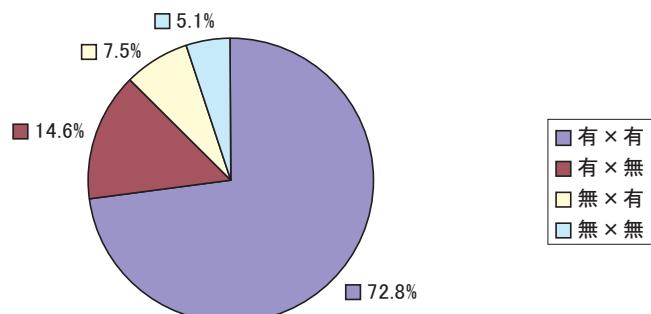
次いで、「会費収入はあるが、事業収入はない」が37法人（14.6%）、「会費収入はないが、事業収入はある」が19法人（7.5%）、「会費収入も事業収入もない」が13法人（5.1%）です。

この結果から、N P O 法人の 9 割近くが会費を徴収し、8 割以上の法人が収益事業を行い活動基盤の安定化を図っていることがうかがえます。

<会費収入の有無と事業収入の有無の関係>

法人数	有	無	合計
有	185	19	204
無	37	13	50
合計	222	32	254

全体100%	有	無	合計
有	72.8	7.5	80.3
無	14.6	5.1	19.7
合計	87.4	12.6	100.0



6 会費収入の有無と寄附金収入の関係

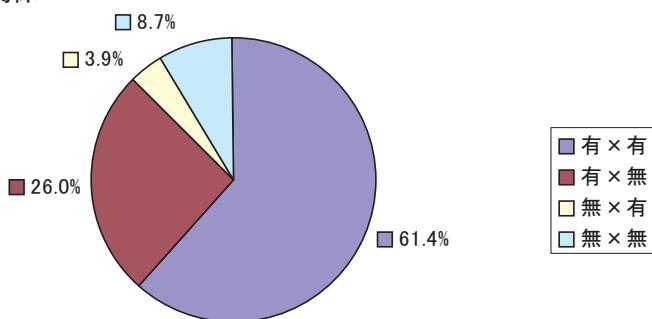
「会費収入があり、かつ寄附金収入ある」のは156法人（61.4%）です。

次いで、「会費収入はあるが、寄附金収入はない」が66法人（26.0%）、「会費収入はないが、寄附金収入はある」が10法人（3.9%）、「会費収入も寄附金収入もない」が22法人（8.7%）となっており、3分の2の法人が、寄附金の多寡は別として、貴重な収入源としている実態がうかがえます。

<会費収入の有無と寄附金収入の有無の関係>

法人数	有	無	合計
有	156	10	166
無	66	22	88
合計	222	32	254

全体100%	有	無	合計
有	61.4	3.9	65.4
無	26.0	8.7	34.6
合計	87.4	12.6	100.0



7 会費収入の有無と助成金・補助金収入の関係

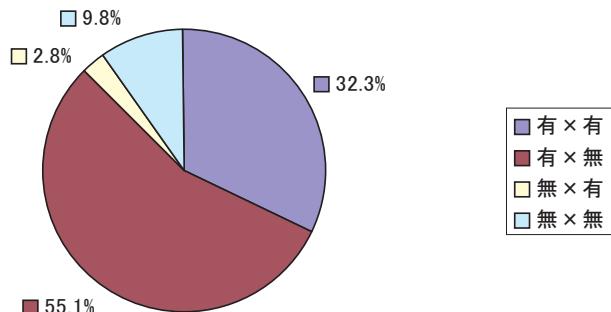
「会費収入があり、かつ助成金・補助金収入ある」のは82法人（32.3%）です。

次いで、「会費収入はあるが、助成金・補助金収入はない」が140法人（55.1%）、「会費収入はないが、助成金・補助金収入はある」が7法人（2.8%）、「会費収入も助成金・補助金収入もない」が25法人（9.8%）となっており、法人の3分の1が行政や企業からの助成金を受け、全体収入に充当していることがうかがえます。

<会費収入の有無と助成金・補助金の有無の関係>

法人数	有	無	合計
有	82	7	89
無	140	25	165
合計	222	32	254

全体100%	有	無	合計
有	32.3	2.8	35.0
無	55.1	9.8	65.0
合計	87.4	12.6	100.0



8 全体収入と事業収入の関係

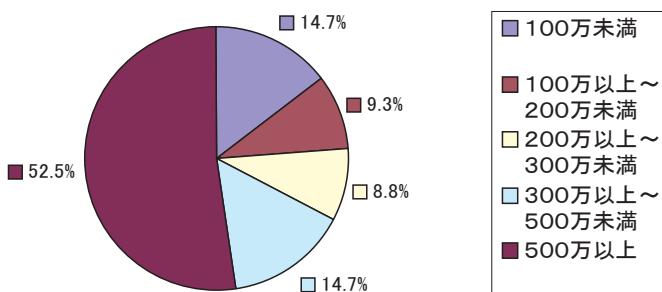
特定非営利活動に係る事業収入を得ている法人の全体収入の規模をみると、「500万円以上の収入がある」のは107法人（52.5%）です。

次いで「100万円未満」及び「300万円以上500万円未満」が共に30法人（14.7%）、「100

万円以上200万円未満」が19法人（9.3%）、「200万円以上300万円未満」が18法人（8.8%）です。

<収入と事業収入の有無の関係>

区分	法人	%
100万未満	30	14.7
100万以上～200万未満	19	9.3
200万以上～300万未満	18	8.8
300万以上～500万未満	30	14.7
500万以上	107	52.5
合計	222	100.0



9 事業収入の有無と寄附金収入の関係

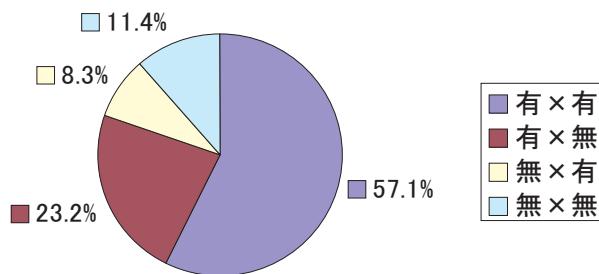
「事業収入があり、かつ寄附金収入ある」のは145法人（57.1%）です。

次いで、「事業収入はあるが、寄附金収入はない」が59法人（23.2%）、「事業収入はないが、寄附金収入はある」が21法人（8.3%）、「事業収入も寄附金収入もない」が29法人（11.4%）です。

<事業収入の有無と寄付金収入の有無の関係>

法人数	有	無	合計
有	145	21	166
無	59	29	88
合計	204	50	254

全体100%	有	無	合計
有	57.1	8.3	65.4
無	23.2	11.4	34.6
合計	80.3	19.7	100.0



10 事業収入の有無と助成金・補助金収入の関係

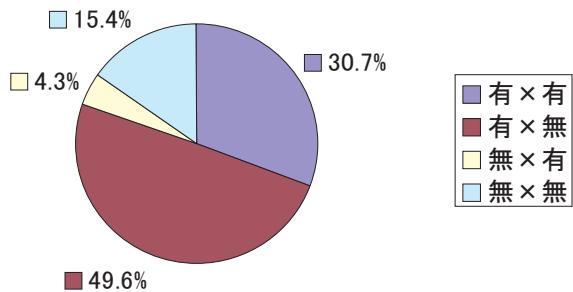
「事業収入があり、かつ助成金・補助金収入ある」のは78法人（30.7%）です。

次いで、「事業収入はあるが、助成金・補助金収入はない」が126法人（49.6%）、「事業収入はないが、助成金・補助金収入はある」が11法人（4.3%）、「会費収入も助成金・補助金収入もない」が39法人（15.4%）です。

<事業収入の有無と助成金・補助金の有無の関係>

法人数	有	無	合計
有	78	11	89
無	126	39	165
合 計	204	50	254

全体100%	有	無	合計
有	30.7	4.3	35.0
無	49.6	15.4	65.0
合 計	80.3	19.7	100.0



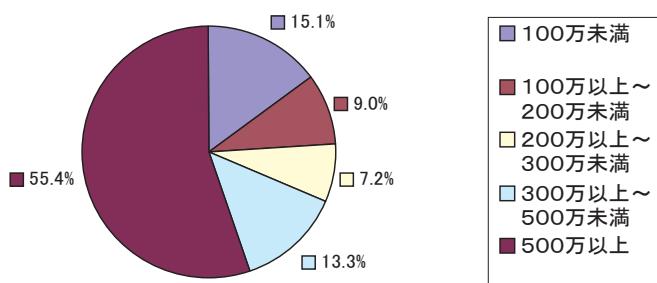
11 全体収入と寄附金収入の関係

企業や個人などから寄附金収入を集めている法人の全体収入の規模はどれくらいになっているのかを見てみると、「500万円以上の収入がある」法人で寄附金収入を集めているのは92法人（55.4%）です。

次いで「100万円未満」が25法人（15.1%）、「300万円以上500万円未満」が22法人（13.3%）、「100万円以上200万円未満」が15法人（9.0%）、「200万円以上300万円未満」が12法人（7.2%）です。

<全体収入と寄附金収入の有無の関係>

区分	法人	%
100万未満	25	15.1
100万以上～200万未満	15	9.0
200万以上～300万未満	12	7.2
300万以上～500万未満	22	13.3
500万以上	92	55.4
合 計	222	100.0



12 寄附金収入の有無と助成金・補助金収入の関係

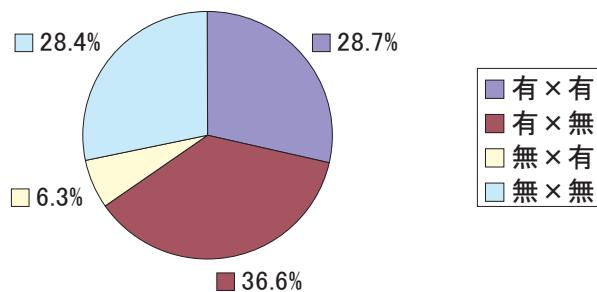
「寄附金収入があり、かつ助成金・補助金収入がある」のは73法人（28.7%）です。

次いで、「寄附金収入はあるが、助成金・補助金収入はない」が93法人（36.6%）、「寄附金収入はないが、助成金・補助金収入はある」が16法人（6.3%）、「寄附金収入も助成金・補助金収入もない」が72法人（28.4%）です。

<寄付金収入の有無と助成金・補助金の有無の関係>

法人数	有	無	合計
有	73	16	89
無	93	72	165
合 計	166	88	254

全体100%	有	無	合計
有	28.7	6.3	35.0
無	36.6	28.4	65.0
合 計	65.3	34.7	100.0



13 寄附金と地域の関係

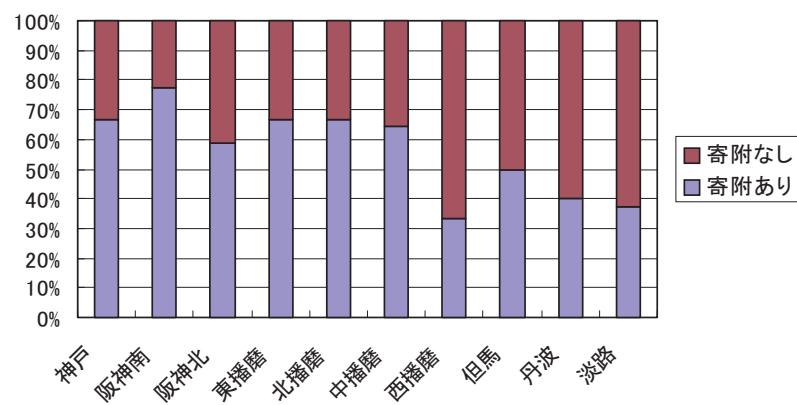
地域によって、寄附金収入がある法人はどれくらいあるのかを調査してみました。

「阪神南地域」の約8割をはじめとして、「神戸地域」「東播磨地域」「北播磨地域」で6割を超えていました。

一方で、「西播磨地域」「淡路地域」での寄附の割合が4割を割っています。

<寄附金と地域の関係>

	法人数	寄附あり	%	寄附なし	%
神 戸	127	85	66.9	42	33.1
阪神南	40	31	77.5	9	22.5
阪神北	29	17	58.6	12	41.4
東播磨	18	12	66.7	6	33.3
北播磨	6	4	66.7	2	33.3
中播磨	14	9	64.3	5	35.7
西播磨	3	1	33.3	2	66.7
但 馬	4	2	50.0	2	50.0
丹 波	5	2	40.0	3	60.0
淡 路	8	3	37.5	5	62.5



14 寄附金と活動分野の関係

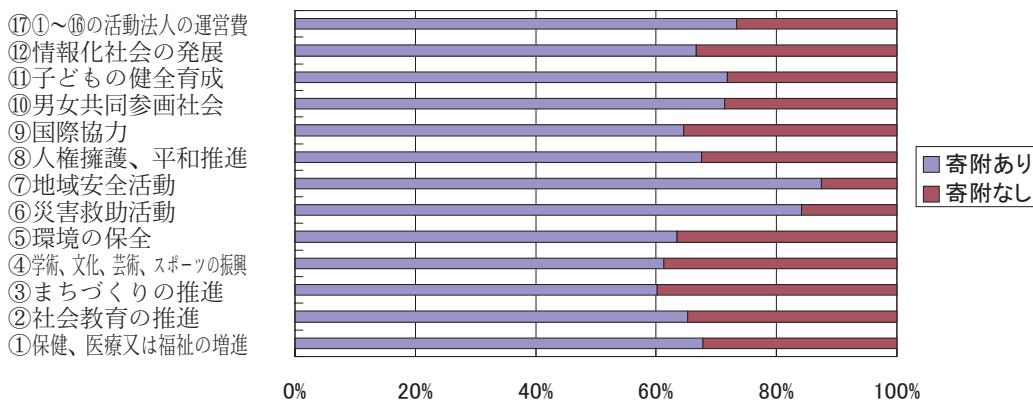
活動分野によって、寄附金収入がある法人はどれくらいあるのかを調査してみました。

高い割合を示したのが、「災害救援活動」「地域安全活動」で、8割を超えてます。

また、全ての分野で、3分の2以上の法人が寄附金を収入財源としていることがわかりました。

<寄附金と活動分野の関係>

	法人数	寄附あり	%	寄附なし	%
①保健、医療又は福祉の増進	155	105	67.7	50	32.3
②社会教育の推進	121	79	65.3	42	34.7
③まちづくりの推進	118	71	60.2	47	39.8
④学術、文化、芸術、スポーツの振興	80	49	61.3	31	38.8
⑤環境の保全	74	47	63.5	27	36.5
⑥災害救助活動	19	16	84.2	3	15.8
⑦地域安全活動	16	14	87.5	2	12.5
⑧人権擁護、平和推進	40	27	67.5	13	32.5
⑨国際協力	48	31	64.6	17	35.4
⑩男女共同参画社会	14	10	71.4	4	28.6
⑪子どもの健全育成	103	74	71.8	29	28.2
⑫情報化社会の発展	3	2	66.7	1	33.3
⑬①～⑯の活動法人の運営費	90	66	73.3	24	26.7



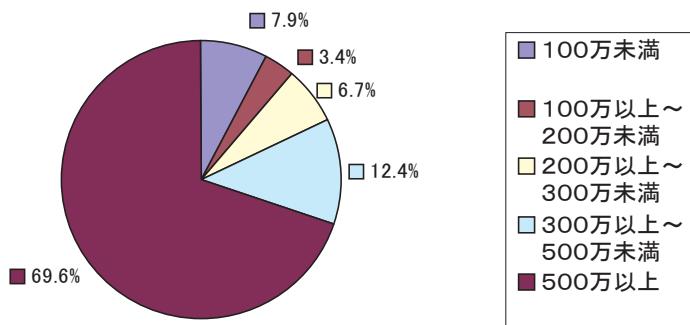
15 全体収入と助成金・補助金収入の関係

また、助成財団や行政などから助成金又は補助金を得ている法人の全体収入の規模はどれくらいになっているのかを見ると、「500万円以上の収入がある」法人で助成財団や行政などから助成金又は補助金を得ているのは62法人（69.6%）となっております。

次いで「300万円以上500万円未満」が11法人（12.4%）、「100万円未満」が7法人（7.9%）、「200万円以上300万円未満」が6法人（6.7%）、「100万円以上200万円未満」です。収入規模の大きい法人が、相対的に助成金等を受けていることがうかがえます。

<収入×助成金・補助金の有無の関係>

	100万未満	100万以上～200万未満	200万以上～300万未満	300万以上～500万未満	500万以上	合計
法人数	7	3	6	11	62	89



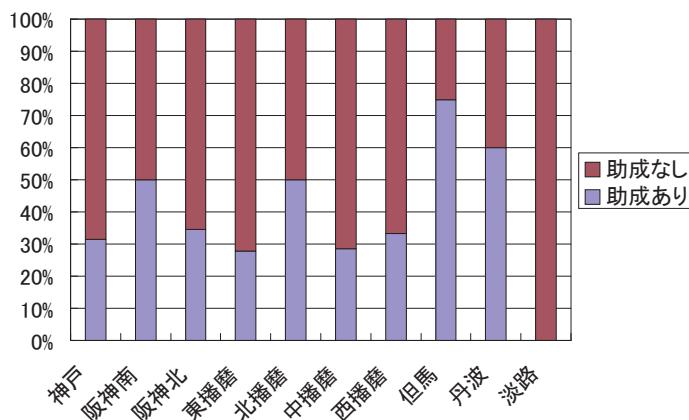
16 助成金・補助金と地域の関係

地域による助成金・補助金収入の違いをみてみました。

「但馬地域」「丹波地域」では6割を超え、「淡路地域」では、助成金等を受けている法人が全てないという極端な結果が表われ、他の地域では、3～5割というのが、平均と言えます。

<助成金・補助金と地域の関係>

	法人数	助成あり	%	助成なし	%
神戸	127	40	31.5	87	68.5
阪神南	40	20	50.0	20	50.0
阪神北	29	10	34.5	19	65.5
東播磨	18	5	27.8	13	72.2
北播磨	6	3	50.0	3	50.0
中播磨	14	4	28.6	10	71.4
西播磨	3	1	33.3	2	66.7
但馬	4	3	75.0	1	25.0
丹波	5	3	60.0	2	40.0
淡路	8	0	0	8	100.0



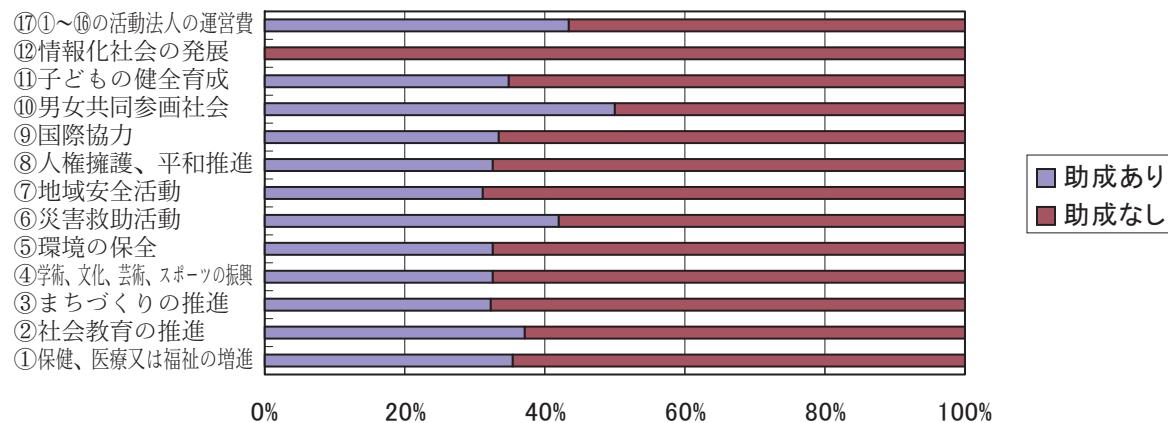
17 助成金・補助金と活動分野の関係

活動分野によって、助成金・補助金収入がある法人がどれくらいあるのかを調査してみました。

我々の予想に反して、分野別には助成金を受けている割合が全ての分野で約3～4割で均衡しており、大きな差異がないことがわかりました。

<助成金・補助金と活動分野の関係>

	法人数	助成あり	%	助成なし	%
①保健、医療又は福祉の増進	155	55	35.5	100	64.5
②社会教育の推進	121	45	37.2	76	62.8
③まちづくりの推進	118	38	32.2	80	67.8
④学術、文化、芸術、スポーツの振興	80	26	32.5	54	67.5
⑤環境の保全	74	24	32.4	50	67.6
⑥災害救助活動	19	8	42.1	11	57.9
⑦地域安全活動	16	5	31.3	11	68.8
⑧人権擁護、平和推進	40	13	32.5	27	67.5
⑨国際協力	48	16	33.3	32	66.7
⑩男女共同参画社会	14	7	50.0	7	50.0
⑪子どもの健全育成	103	36	35.0	67	65.1
⑫情報化社会の発展	3	0	0.0	3	100.0
⑬⑭～⑯の活動法人の運営費	90	39	43.3	51	56.7



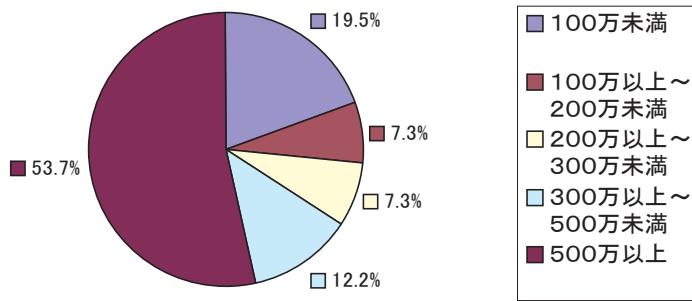
18 全体収入と収益事業収入の関係

その他の収益事業収入を得ている法人の全体収入の規模はどれくらいになっているのかを見てみると、「500万円以上の収入がある」法人でその他の収益事業収入を得ているのは22法人（53.7%）となっています。

次いで「100万円未満」が8法人（19.5%）、「300万円以上500万円未満」が5法人（12.2%）、「100万円以上200万円未満」及び「200万円以上300万円未満」が共に3法人（7.3%）となっており、概して、収入規模の大きい法人ほど、本来事業とは別に、その他の収益事業からの収入も得ており、これはスタッフの多寡が影響しているのではないかと思われます。

<収入と収益事業の有無の関係>

	100万未満	100万以上～200万未満	200万以上～300万未満	300万以上～500万未満	500万以上	合計
法人数	8	3	3	5	22	41
割合(%)	19.5	7.3	7.3	12.2	53.7	100.0



19 支出金額

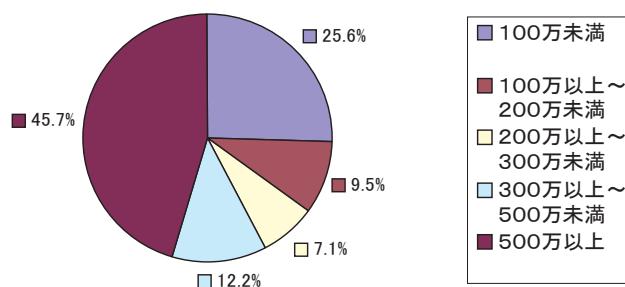
ここまででは、収入に関する調査を終えましたが、次に支出はどうなっているかを見ていきます。

「500万円以上の支出がある」のは、116法人（45.7%）となっています。

次いで、「100万円未満」が65法人（25.6%）、「300万円以上500万円未満」が31法人（12.2%）、「100万円以上200万円未満」が24法人（9.5%）、「200万円以上300万円未満」が18法人（7.1%）となっており、当然の結果としてその割合は、収入とリンクしています。

<会計規模（支出額）>

金額	法人	%
100万未満	65	25.6
100万以上～200万未満	24	9.5
200万以上～300万未満	18	7.1
300万以上～500万未満	31	12.2
500万以上	116	45.7
合計	254	100.0



20 支出金額の内、事業費が占める割合

NPO法人は、ボランティア法人・ボランティアグループとは異なり、活動基盤の強化に向け一定の収益を見込んで事業を行います。

理想としては、特定非営利活動に係る事業展開の対価から、法人のミッションを成し遂げるだけの収益を上げ、その他の収益事業で法人の一般的経費、人件費、事務所借上げ費用などをまかなうことができればよいのですが、現実には、なかなかそこまで至っ

ていない法人が多いようです。

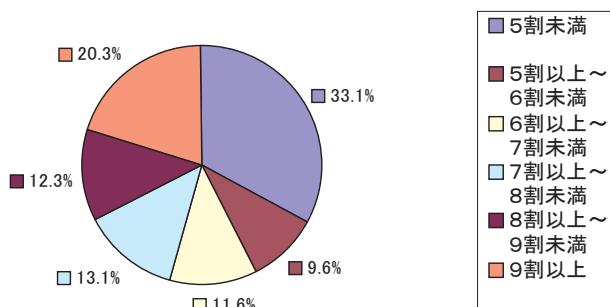
ここからは、支出に占める事業費と管理費の割合を調べます。

事業費とは、法人の事業のために直接かかる支出で、事業実施のための入件費や交通費等の費用も含まれます。

全体の事業活動に占める特定非営利活動に占める割合は2分の1を超えることが求められていますが、3分の2が5割以上となっています。残りの3分の1が5割未満となっています。

<支出の内、事業費が占める割合>

	法人	%
5割未満	83	33.1
5割以上～6割未満	24	9.6
6割以上～7割未満	29	11.6
7割以上～8割未満	33	13.1
8割以上～9割未満	31	12.3
9割以上	51	20.3
合計	251	100.0



※3団体については不明

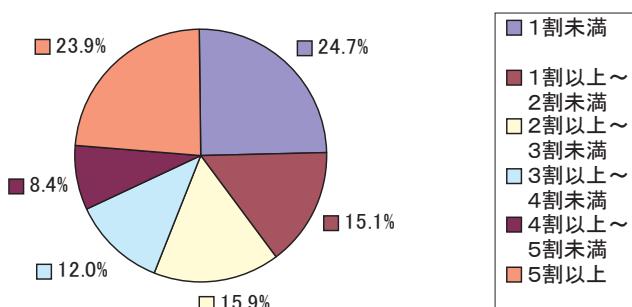
21 支出金額の内、管理費が占める割合

管理費とは、法人の運営に係る基礎的な経済管理のための費用を示し、総会・理事会の開催費、役員報酬、人件費、光熱水費等が挙げられます。

通常、全体の事業活動に占める管理費に占める割合は2分の1であることが求められていますが、支出金額の内、管理費が占める割合を見てみると、「5割未満」が約8割を占め、191法人（76.1%）、「5割以上」が60法人（23.9%）となっています。

<支出の内、管理費が占める割合>

	法人	%
1割未満	62	24.7
1割以上～2割未満	38	15.1
2割以上～3割未満	40	15.9
3割以上～4割未満	30	12.0
4割以上～5割未満	21	8.4
5割以上	60	23.9
合計	251	100.0



※3団体については不明

22 管理費の内、人件費が占める割合

さらに、管理費における人件費の割合も調べてみました。

NPO法人は多くの事業を抱え、日々の収入及び支出の事務、社員・会員等の管理、

予算・決算事務など、実に多くの事務をこなさなければなりません。それらの事務はどれも重要なものであり、責任を持って対処することが求められます。

そこで、法人としては、適正な給与等を支払い、日々の運営・事務を行わなければなりません。

人件費と言っても、役員のうち報酬を受けている者の人件費、事務所等において事務を行っている者の人件費など、様々なものがあると考えられますが、ここでは、一括して「人件費」として収支計算書に記載されている部分について調査しました。

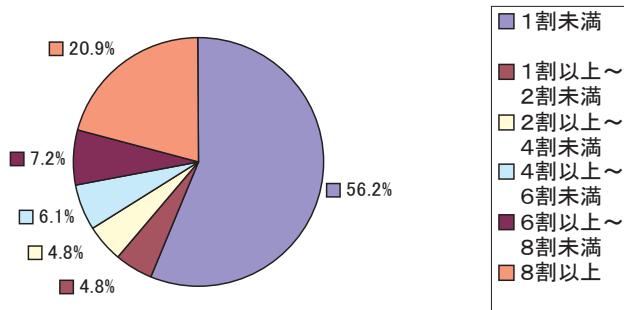
「1割未満」が140法人（56.2%）で、「1割以上8割未満」が57法人（22.9%）となっています。

一方、管理費に人件費の占める割合が「8割以上」の法人が、52法人（20.9%）となっています。

<管理費の内、人件費が占める割合>

	法人	%
1割未満	140	56.2
1割以上～2割未満	12	4.8
2割以上～4割未満	12	4.8
4割以上～6割未満	15	6.1
6割以上～8割未満	18	7.2
8割以上	52	20.9
合計	249	100.0

※5団体については不明



23 人件費と地域の関係

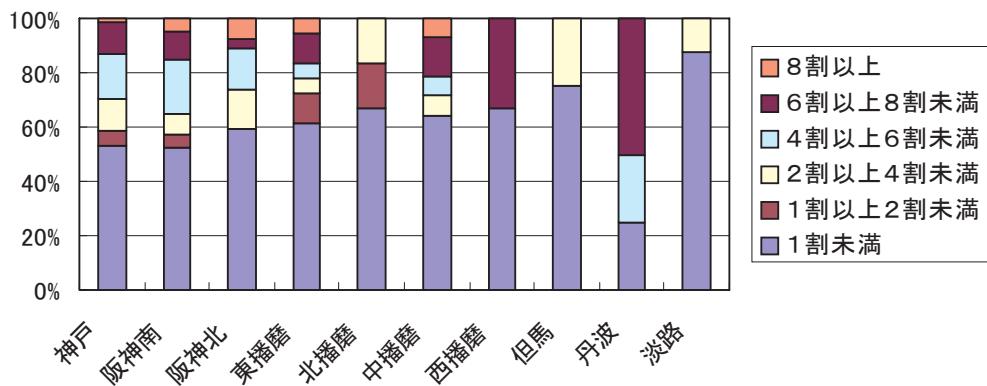
地域ごとにN P O 法人の支出における人件費の割合がどのようにになっているのかを調査しました。

共通しているのは、調査客体の少ない地域（10件以下）を除き、「1割未満」が5～6割を占めています。大きな差異が認められるのは、調査客体が少ないといえ「淡路・但馬地域」で「1割未満」が7割を超え、次に「丹波地域では」、「4割以上」が4分の3を占めています。

<人件費と地域の関係>

区分	神戸		阪神南		阪神北		東播磨		北播磨		中播磨		西播磨		但馬		丹波		淡路	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%												
1割未満	66	52.8	21	52.5	16	59.3	11	61.0	4	66.6	9	64.3	2	66.7	3	75.0	1	25.0	7	87.5
1割以上2割未満	7	5.6	2	5.0	0	0	2	11.1	1	16.7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2割以上4割未満	15	12.0	3	7.5	4	14.8	1	5.6	1	16.7	1	7.1	0	0	1	25.0	0	0	1	12.5
4割以上6割未満	21	16.8	8	20.0	4	14.8	1	5.6	0	0	1	7.1	0	0	0	0	1	25.0	0	0
6割以上8割未満	14	11.2	4	10.0	1	3.7	2	11.1	0	0	2	14.4	1	33.3	0	0	2	50.0	0	0
8割以上	2	1.6	2	5.0	2	7.4	1	5.6	0	0	1	7.1	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	125	100.0	40	100.0	27	100.0	18	100.0	6	100.0	14	100.0	3	100.0	4	100.0	4	100.0	8	100.0

管理費の内、人件費の割合 × 所在地



24 管理費の内、施設維持費が占める割合

NPO法人は活動の拠点となる事務所を有しています。法人によっては、社員が所有する自宅などを無償で事務所として提供している場合もありますし、家主の善意により無償で事務所を借上げている場合などがありますが、多くは賃貸借契約を結んで、有料で事務所を借上げています。

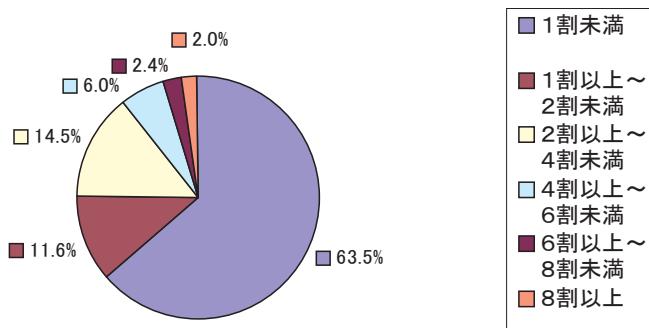
また、事務所を構えている以上、水道料金、電気・ガス代など、多くの維持管理費がかかります。

そこで、管理費の内、施設維持費が占める割合も調査してみました。

「1割未満」が158法人（63.5%）、「1割以上8割未満」が86法人で全体の約3割、「8割以上」が5法人（2.0%）と、ごく一部の法人になっています。

<管理費の内、施設維持費が占める割合>

	法人	%
1割未満	158	63.5
1割以上～2割未満	29	11.6
2割以上～4割未満	36	14.5
4割以上～6割未満	15	6.0
6割以上～8割未満	6	2.4
8割以上	5	2.0
合計	249	100.0



※ 5団体については不明

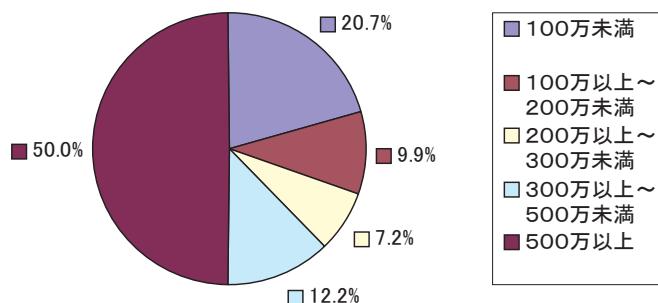
25 全体支出と会費収入の関係

次に、会費収入を集めている法人の全体支出の規模はどれくらいになっているのかを見てみると、「500万円以上の支出がある」法人で会費収入を集めているのは111法人(50.0%)となっています。

一方で「100万円未満」が46法人(20.7%)となっています。

<支出と会費収入の有無の関係>

	100万未満	100万以上～200万未満	200万以上～300万未満	300万以上～500万未満	500万以上	合計
法人数	46	22	16	27	111	222
割合(%)	20.7	9.9	7.2	12.2	50.0	100.0



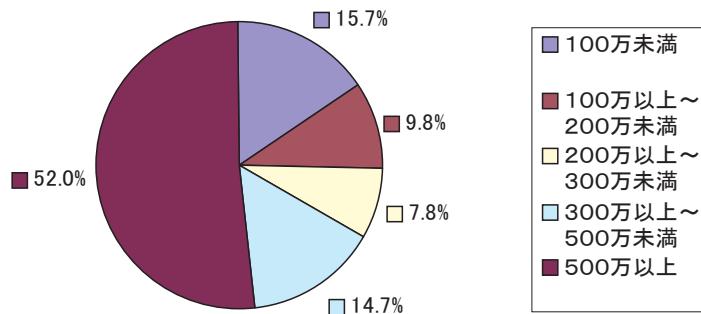
26 全体支出と事業費収入の関係

特定非営利活動に係る事業収入を得ている法人の全体支出の規模はどれくらいになっているのかを見てみると、「500万円以上の支出がある」法人で特定非営利活動に係る事業収入を得ているのは106法人(52.0%)となっています。

一方、「100万円未満」が32法人(15.7%)で、会費収入と同じような傾向にあります。

<支出と事業収入の有無の関係>

	100万未満	100万以上～200万未満	200万以上～300万未満	300万以上～500万未満	500万以上	合計
法人数	32	20	16	30	106	224
割合(%)	15.7	9.8	7.8	14.7	52.0	100.0



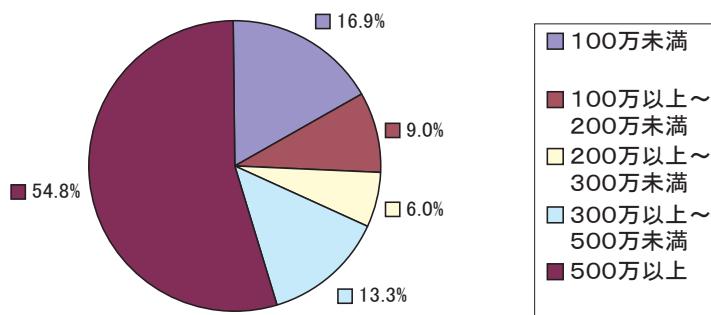
27 全体支出と寄附金収入の関係

企業や個人などから寄附金収入を集めている法人の全体支出の規模はどれくらいになっているのかを見てみると、「500万円以上の支出がある」法人で企業や個人などから寄附金収入を集めているのは91法人（54.8%）となっています。

一方「100万円未満」が28法人（16.9%）で、全体支出と会費収入・事業収入・寄附金収入の関係は、支出規模に応じて、その割合がほとんど同じ傾向にあることがうかがえます。

<支出と寄付金収入の有無の関係>

	100万未満	100万以上～200万未満	200万以上～300万未満	300万以上～500万未満	500万以上	合計
法人数	28	15	10	22	91	166
割合(%)	16.9	9.0	6.0	13.3	54.8	100.0



28 全体支出と助成金・補助金収入の関係

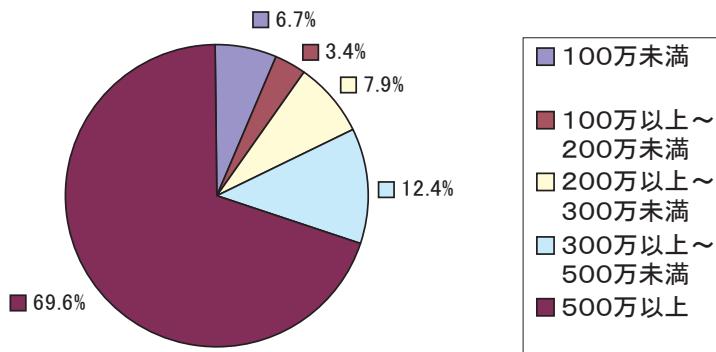
次に、助成財団や行政などから助成金又は補助金を得ている法人の全体支出の規模はどれくらいになっているのかを見てみると、「500万円以上の支出がある」法人で助成金又は補助金を得ているのは62法人（69.6%）となっています。

次いで「300万円以上500万円未満」が11法人（12.4%）、「200万円以上300万円未満」が

7法人（7.9%）、「100万円未満」が6法人（6.7%）、「100万円以上200万円未満」が3法人（3.4%）となっており、会費収入・事業費収入・寄附金収入とは明らかに傾向の違いがあることが読みとれます。

<支出と助成金・補助金の有無の関係>

	100万未満	100万以上～200万未満	200万以上～300万未満	300万以上～500万未満	500万以上	合計
法人数	0	3	7	11	62	89
割合(%)	6.7	3.4	7.9	12.4	69.6	100.0



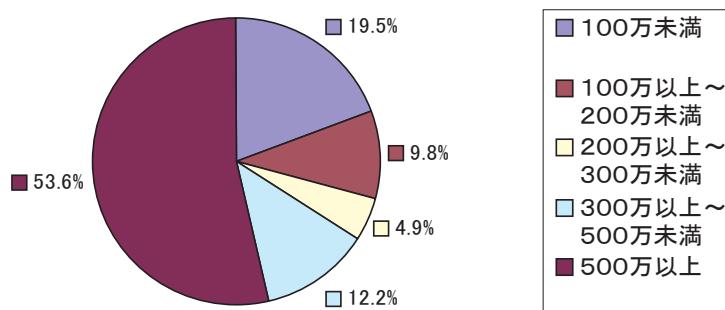
29 全体支出と収益事業収入の関係

また、その他の収益事業収入を得ている法人の全体支出の規模はどれくらいになっているのかを見てみると、「500万円以上の支出がある」法人でその他の収益事業収入を得ているのは22法人（53.6%）となっています。

次いで「100万円未満」が8法人（19.5%）、「300万円以上500万円未満」が5法人（12.2%）、「100万円以上200万円未満」が4法人（9.8%）、「200万円以上300万円未満」が2法人（4.9%）となっており、支出の多寡が、その他の収益事業収入に必ずしも連動していないことがうかがえます。

<支出と収益事業の有無の関係>

	100万未満	100万以上～200万未満	200万以上～300万未満	300万以上～500万未満	500万以上	合計
法人数	8	4	2	5	22	41
割合(%)	19.5	9.8	4.9	12.2	53.6	100.0



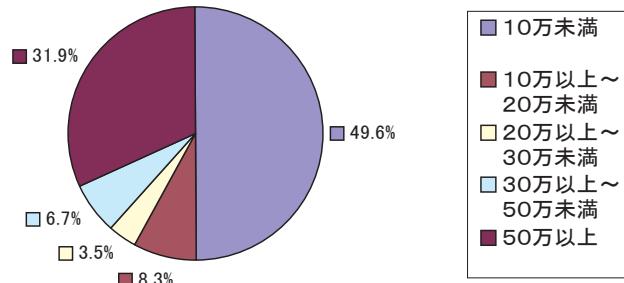
30 収支差額

さらに、参考までに収支差額についても調査しました。

「10万円未満の収支差額がある」のは、126法人（49.6%）、次いで、「50万円以上」が81法人（31.9%）、「10万円以上20万円未満」が21法人（8.3%）、「30万円以上50万円未満」が17法人（6.7%）、「20万円以上30万円未満」が9法人（3.5%）となっており、財政状況の厳しい法人が約半分を占めています。

<会計規模（収支差額）>

金額	法人	%
10万未満	126	49.6
10万以上～20万未満	21	8.3
20万以上～30万未満	9	3.5
30万以上～50万未満	17	6.7
50万以上	81	31.9
合計	254	100.0



31 流動資産

一般的に流動資産とは、貸借対照表資産の部の一区分で、現金預金、未収金、前払賃借料、営業債権（売掛金）、有価証券等の当座資産、商品、原材料、仕掛品等の棚卸資産、及び短期貸付金などの短期性資産のことをいいます。

流動資産は、比較的短期間に支払い手段に充当できる資産であり、流動負債との関係を示す流動比率は企業の安全性判断の重要な指標として用いられています。

今回は、N P O 法人の決算書類の内の貸借対照表から流動資産の金額だけを読み取ってデータ化しました。

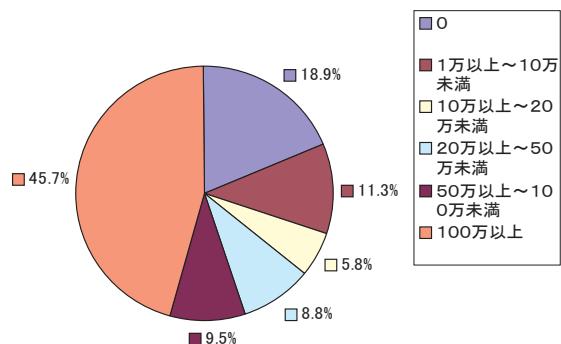
流動資産が「100万円以上」と記載しているのは150法人（45.7%）とほぼ半数となっています。

「1万円以上100万円未満」が116法人（35.4%）となっています。

なお、調査したN P O 法人の内、62法人（18.9%）については、流動資産が0円と記載しています。

<流動資産>

金額	法人	%
0	62	18.9
1万以上～10万未満	37	11.3
10万以上～20万未満	19	5.8
20万以上～50万未満	29	8.8
50万以上～100万未満	31	9.5
100万以上	150	45.7
合計	328	100.0



※51団体については不明

32 固定資産

次に「固定資産」ですが、一般的には、流動資産と同じく貸借対照表資産の部の一区分で、有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産からなっています。

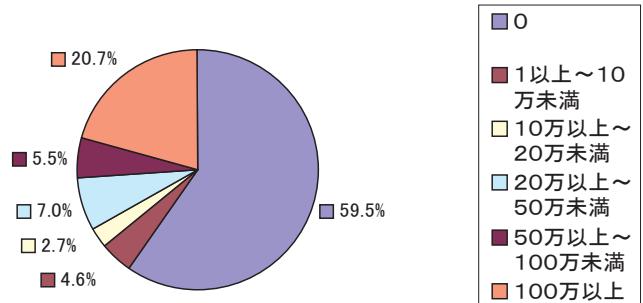
さて、固定資産につきましても、N P O 法人の決算書類の内の貸借対照表から金額だけを読み取ってデータ化しました。

固定資産が「100万円以上」と記載しているのは68法人（20.7%）となっており、こちらは先ほどの流動資産とは違い、あまり高額の資産を所有していないことがわかります。

特筆されるのは、調査したN P O 法人の内、195もの法人（59.5%）が固定資産 0 円と記載しており、ソフトだけで活動している法人が約 6 割も存在していることです。

<固定資産>

金額	法人	%
0	195	59.5
1以上～10万未満	15	4.6
10万以上～20万未満	9	2.7
20万以上～50万未満	23	7.0
50万以上～100万未満	18	5.5
100万以上	68	20.7
合計	328	100.0



※51団体については不明

33 負債

負債とは、借入金や買掛金など、いつか誰かに返済しなければならない「法律上の債務」であるものが計上されます。

また、法律上の債務とは言えませんが、未払費用や引当金といった、将来かなり高い確率で何らかの支払義務を企業にもたらす可能性が高い費用も計上されます。

つまり、負債の本質を法律上の債務ではなく経済的な負担であるととらえることにより、これらは当然貸借対照表の負債の部に計上されなければならないものとして計上されているわけです。

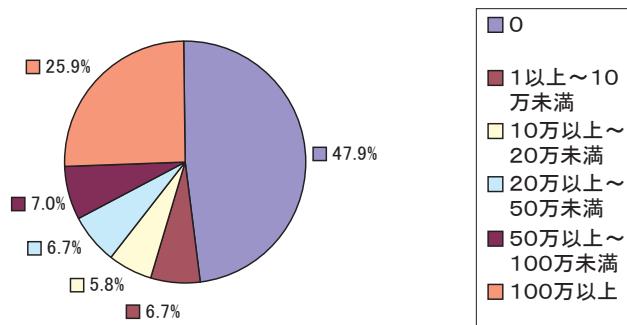
負債についても、NPO法人の決算書類の内の貸借対照表から金額だけを読み取ってデータ化しましたが、「100万円以上」の負債があると記載しているのは85法人（25.9%）となっており、約4分の1の法人が、負債を抱えていることがわかります。

特筆されるのは、調査したNPO法人の内、157もの法人（47.9%）が負債0円と記載しており、約半数の法人がいわゆる借金を行わず活動していることがわかります。

<負債>

金額	法人	%
0	157	47.9
1以上～10万未満	22	6.7
10万以上～20万未満	19	5.8
20万以上～50万未満	22	6.7
50万以上～100万未満	23	7.0
100万以上	85	25.9
合計	328	100.0

※51団体については不明



34 純資産

純資産とは、借入金（他人資本）を除いた会社の資本金、法定準備金、剰余金の合計です。

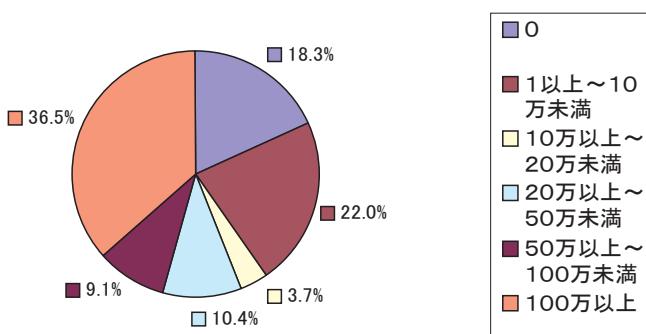
純資産につきましても、NPO法人の決算書類の内の貸借対照表から金額だけを読み取ってデータ化しましたが、「100万円以上」の純資産があると記載しているのは120法人（36.5%）となっており、約4割にのぼっています。

なお、調査したNPO法人の内、60法人（18.3%）が純資産0円と記載しており、流動資産とニアイコールの数値を示しているのが特徴です。

<純資産>

金額	法人	%
0	60	18.3
1以上～10万未満	72	22.0
10万以上～20万未満	12	3.7
20万以上～50万未満	34	10.4
50万以上～100万未満	30	9.1
100万以上	120	36.5
合計	328	100.0

※51団体については不明



35 会計年度

NPO法第27条の規定は、NPO法人の自主性、自立性を重視するために、特別法としてその条文の中に「採用する会計処理の基準及び手続きについては、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと」と明記されています。

日本の多くの企業及び法人が、4月1日から翌年の3月31日までとなっているのは、国の会計年度に合わせているためですが、ドイツ、フランス、イタリアなどでは暦年と同じく1月1日から12月31日までが最も多く、アメリカでは1977年から7月1日から翌年の6月末日までであったものを、10月1日から翌年の9月30日までに改めています。

日本と同じように4月1日から翌年の3月31日までとしているのは、イギリスやカナダなどの国です。

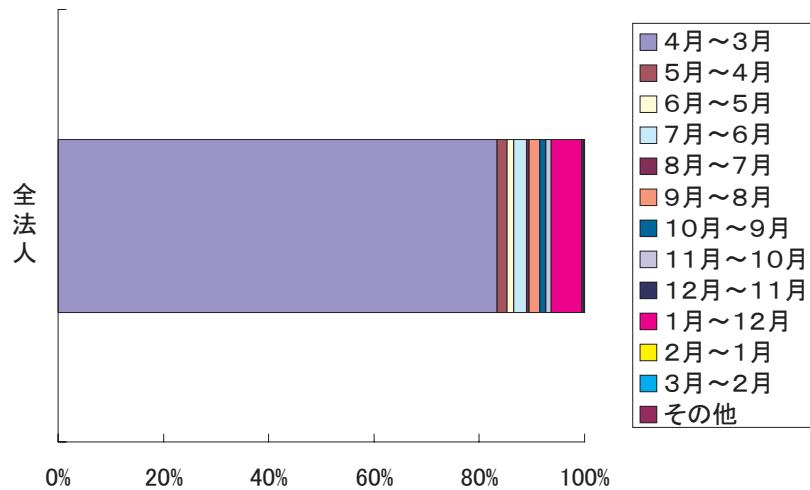
では、兵庫県内のNPO法人の会計年度はどのようにになっているのでしょうか。

やはり、日本の基本的会計年度である「4月1日から翌年の3月31日まで」が316法人(83.4%)と圧倒的に多いことがわかります。

次に、暦年を採用した「1月1日から12月31日まで」が22法人(5.8%)となっています。残りの41法人が約1割を占め、それ以外の会計年度を設けています。

<会計年度基準>

事業年度	法人	%
4月～3月	316	83.4
5月～4月	7	1.9
6月～5月	5	1.3
7月～6月	9	2.4
8月～7月	2	0.5
9月～8月	8	2.1
10月～9月	4	1.1
11月～10月	4	1.1
12月～11月	0	0
1月～12月	22	5.8
2月～1月	0	0
3月～2月	1	0.2
その他	1	0.2
合計	379	100.0



第4節 活動（事業）に関するデータ

1 活動目的

NPO法人の果たすべき役割として、「先駆性」、「批判性」が挙げられ、活動の態様としては、「学習型」、「主張・監視型」、「実践型」、「事業型」が挙げられます。（日本NPOセンター常務理事 山岡義典氏「NPO基礎講座」より）

「特定非営利活動」とは、法第2条第1項において、「別表に掲げる活動に該当する活動」であること。「不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするもの」であることの2つの要件で定義されており、共に満たされなければ「特定非営利活動」とは言えません。

法律の別表に列挙された16の活動分野は、限定的に記載されているので、単なる例示ではありません。従って、これらの活動に該当しないような活動は、この法律では、特定非営利活動とはみなされませんので、それ以外の活動を主たる目的として行っている法人は、特定非営利活動法人になることはできません。その意味で、この16の活動分野の規定は大変重要な意味を持っています。

しかし、これらの16の活動分野のそれぞれの意味（定義）は、法律には書かれていませんので、その言葉を解釈するためには、他の法令における使用例を参考にしつつ、社会通念に従って判断するしかありません。

例えば「まちづくり」のように、法令上の前例がなく、実際には、町の活性化に向けた住民の交流といったソフト活動を指す場合もあれば、地域開発的なハード的な使われ方をする場合もあるように、様々な使い方がなされている分野もあり、解釈が難しい場合もあります。

そこで、16の活動分野については、「多様な特定非営利活動を含むように広く運用すること」が衆議院内閣委員会で議決されていますので、社会通念の許す範囲でできるだけ柔軟な解釈をとることが求められています。どのような活動が16の活動分野に含まれ、また、含まれないかは、それぞれの所轄庁が、他の法令の使用例、社会通念に従って判断することになるでしょう。

では、兵庫県内のNPO法人がどのような活動分野を目的として掲げているのかですが、データとしては、各分野を目的欄に記載しているか、記載していないかを数値化しております。

「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」を目的としているのが239法人（63.1%）と一番多くなっています。

次いで、「社会教育の推進を図る活動」を目的としているものが184法人（48.6%）、「まちづくりの推進を図る活動」168法人（44.3%）、「子どもの健全育成を図る活動」154法人（40.6%）、「学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動」117法人（30.9%）、「環境の保全を図る活動」101法人（26.7%）、「国際協力の活動」66法人（17.4%）、「人権の擁護

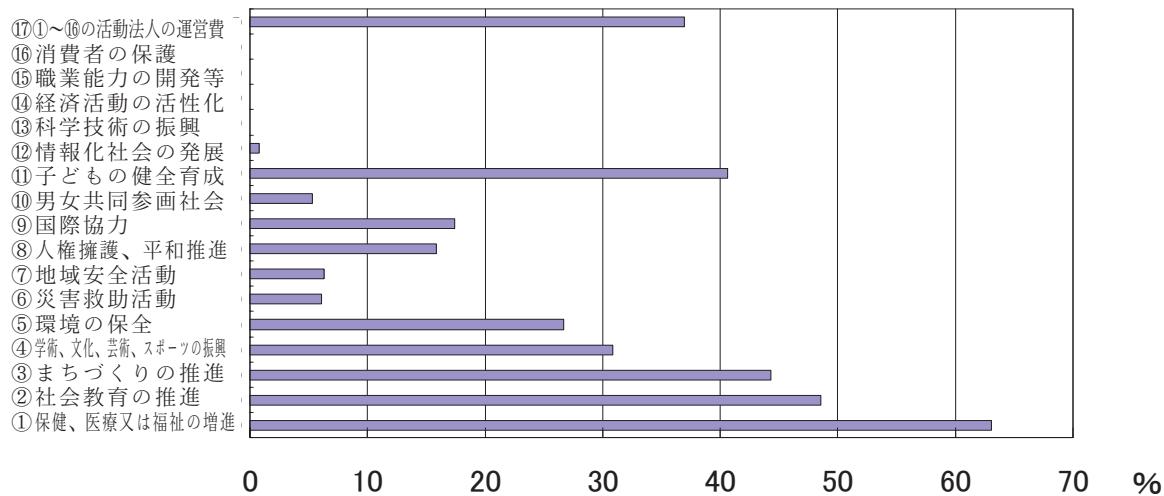
又は平和の推進を図る活動」60法人（15.8%）、「地域安全活動」24法人（6.3%）、「災害救援活動」23法人（6.0%）、「男女共同参画社会の形成の促進を図る活動」20法人（5.3%）、「情報化社会の発展を図る活動」3法人（0.8%）となっています。

なお、法改正が平成15年5月と新しいことから、今回の調査で「科学技術の振興を図る活動」、「経済活動の活性化を図る活動」、「職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動」、「消費者の保護を図る活動」の分野を活動目的として掲げている法人はありませんでした。

また、「前各号に掲げる活動を行う法人の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動」を活動目的として掲げている法人は140法人（37.0%）あり、直接的な法人の活動以外にも、他のNPO法人やボランティア法人・グループ等の支援を掲げている法人も多く存在することがわかります。

<活動分野>

活動項目	法人	%	活動項目	法人	%
①保健、医療又は福祉の増進	239	63.1	⑩男女共同参画社会	20	5.3
②社会教育の推進	184	48.6	⑪子どもの健全育成	154	40.6
③まちづくりの推進	168	44.3	⑫情報化社会の発展	3	0.8
④学術、文化、芸術、スポーツの振興	117	30.9	⑬科学技術の振興	0	0
⑤環境の保全	101	26.7	⑭経済活動の活性化	0	0
⑥災害救助活動	23	6.1	⑮職業能力の開発等	0	0
⑦地域安全活動	24	6.3	⑯消費者の保護	0	0
⑧人権擁護、平和推進	60	15.8	⑰①～⑯の活動法人の運営費	140	37.0
⑨国際協力	66	17.4			



2 活動分野と社員数の関係

17の活動分野ごとに、法人の社員数はどのようにになっているのかを調査してみました。

全体では、「10～15人」が、ほとんどの分野で約7割を占めています。ただ、⑨（国際協力）が唯一6割未満で、逆に、10割（法人数2）を占めている分野（⑫情報化社会の発展）も存在しています。

16人以上になると、ほとんどの分野で、社員数の増に伴い、その割合は低下していますが、⑩男女共同参画社会の分野で、唯一逆転現象が生じ、「16～30人」の中規模の法人がなく、31人以上の大規模法人しか存在していないのが特筆されます。

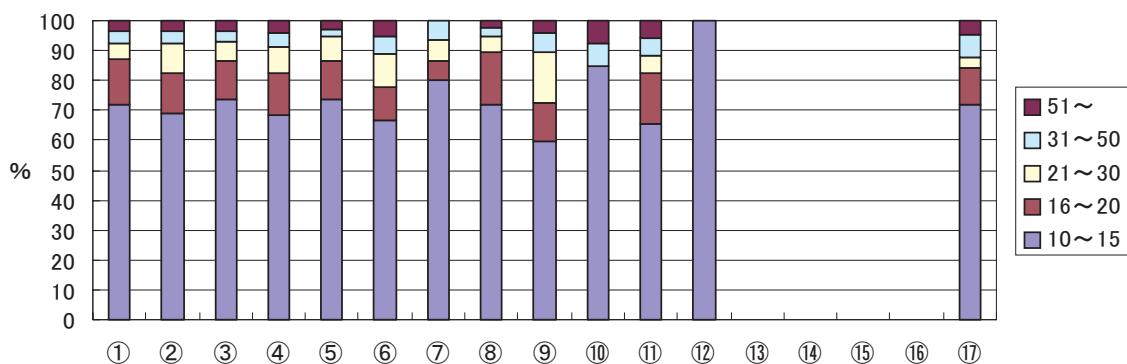
<活動分野と社員数の関係>

(%)

法人数	10～15	16～20	21～30	31～50	51～	合計	法人数	10～15	16～20	21～30	31～50	51～	合計
①保健、医療又は福祉の増進	111	23	8	7	5	154	⑩男女共同参画社会	11	0	0	1	1	13
②社会教育の推進	83	16	12	5	4	120	⑪子どもの健全育成	67	17	6	6	6	102
③まちづくりの推進	86	15	8	4	4	117	⑫情報化社会の発展	2	0	0	0	0	2
④学術、文化、芸術、スポーツの振興	54	11	7	4	3	79	⑬科学技術の振興	0	0	0	0	0	0
⑤環境の保全	54	9	6	2	2	73	⑭経済活動の活性化	0	0	0	0	0	0
⑥災害救助活動	12	2	2	1	1	18	⑮職業能力の開発等	0	0	0	0	0	0
⑦地域安全活動	12	1	1	1	0	15	⑯消費者の保護	0	0	0	0	0	0
⑧人権擁護、平和推進	28	7	2	1	1	39	⑰①～⑯の活動法人の運営費	65	11	3	7	4	90
⑨国際協力	28	6	8	3	2	47							

法人数	10～15	16～20	21～30	31～50	51～	合計	法人数	10～15	16～20	21～30	31～50	51～	合計
①保健、医療又は福祉の増進	72.1	14.9	5.2	4.6	3.2	100.0	⑩男女共同参画社会	84.6	0.0	0.0	7.7	7.7	100.0
②社会教育の推進	69.2	13.3	10.0	4.2	3.3	100.0	⑪子どもの健全育成	65.7	16.6	5.9	5.9	5.9	100.0
③まちづくりの推進	73.5	12.8	6.9	3.4	3.4	100.0	⑫情報化社会の発展	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
④学術、文化、芸術、スポーツの振興	68.4	13.9	8.9	5.1	3.7	100.0	⑬科学技術の振興	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
⑤環境の保全	74.0	12.3	8.3	2.7	2.7	100.0	⑭経済活動の活性化	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
⑥災害救助活動	66.6	11.1	11.1	5.6	5.6	100.0	⑮職業能力の開発等	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
⑦地域安全活動	79.9	6.7	6.7	6.7	0.0	100.0	⑯消費者の保護	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
⑧人権擁護、平和推進	71.8	18.0	5.0	2.6	2.6	100.0	⑰①～⑯の活動法人の運営費	72.2	12.2	3.3	7.8	4.5	100.0
⑨国際協力	59.6	12.8	17.0	6.4	2.0	100.0							

活動分野 × 社員数



3 法人の所在地域と活動分野の関係

法人の所在地域（県民局単位）によって、どのような活動分野が多いかを調べてみました。

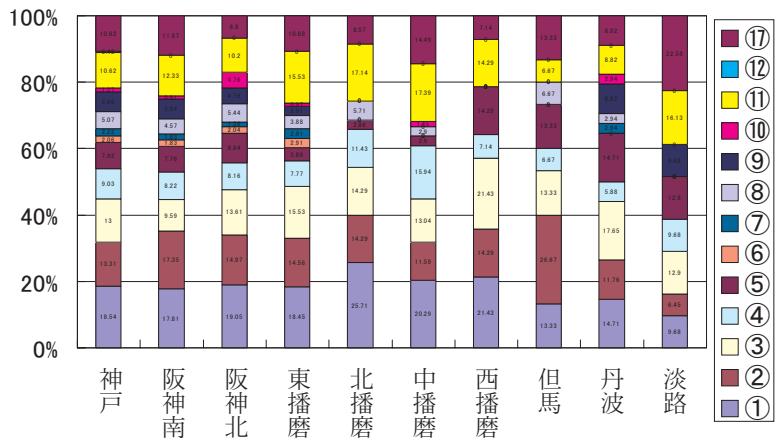
ただし、データとしては、一つの法人が複数の活動分野を掲げている場合、全てをカウントしていますので、地域に所在するN P O法人数とは一致しません。

＜活動分野と地域の関係＞

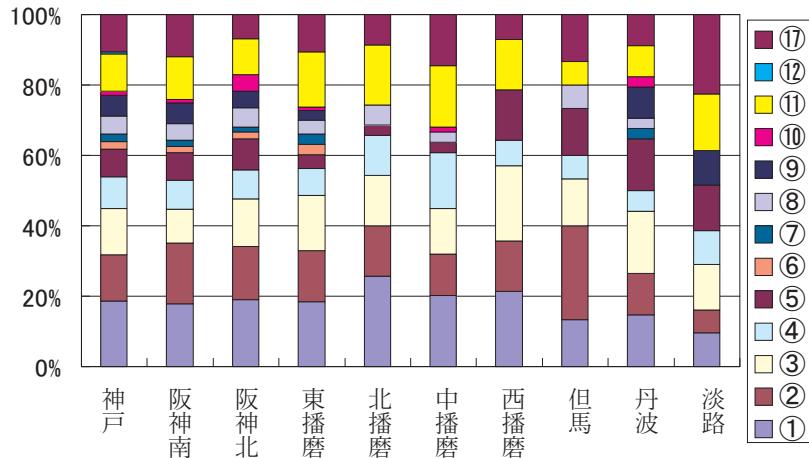
	神 戸		阪神南		阪神北		東播磨		北播磨	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
①保健、医療又は福祉の増進	117	18.5	39	17.8	28	19.1	19	18.5	9	25.7
②社会教育の推進	84	13.3	38	17.4	22	15.0	15	14.6	5	14.3
③まちづくりの推進	82	13	21	9.6	20	13.6	16	15.5	5	14.3
④学術、文化、芸術、スポーツの振興	57	9.0	18	8.2	12	8.2	8	7.8	4	11.4
⑤環境の保全	50	7.9	17	7.8	13	8.8	4	3.9	1	2.9
⑥災害救助活動	13	2.1	4	1.8	3	2.0	3	2.9	0	0
⑦地域安全活動	14	2.2	4	1.8	2	1.4	3	2.9	0	0
⑧人権擁護、平和推進	32	5.1	10	4.6	8	5.4	4	3.9	2	5.7
⑨国際協力	37	5.9	13	5.9	7	4.8	3	2.9	0	0
⑩男女共同参画社会	8	1.3	2	0.9	7	4.8	1	1.0	0	0
⑪子どもの健全育成	67	10.6	27	12.3	15	10.2	16	15.5	6	17.1
⑫情報化社会の発展	3	0.5	0	0	0	0	0	0	0	0
⑬⑯の活動法人の運営費	67	10.6	26	11.9	10	6.8	11	10.7	3	8.6
合計	631	100	219	100.0	147	100.0	103	100.0	35	100.0

	中播磨		西播磨		但 馬		丹 波		淡 路	
	件数	%								
①保健、医療又は福祉の増進	14	20.3	3	21.4	2	13.3	5	14.7	3	9.7
②社会教育の推進	8	11.6	2	14.3	4	26.7	4	11.8	2	6.5
③まちづくりの推進	9	13.0	3	21.4	2	13.3	6	17.7	4	12.9
④学術、文化、芸術、スポーツの振興	11	15.9	1	7.1	1	6.7	2	5.9	3	9.7
⑤環境の保全	2	2.9	2	14.3	2	13.3	5	14.7	4	12.9
⑥災害救助活動	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0.0
⑦地域安全活動	0	0	0	0	0	0	1	2.9	0	0.0
⑧人権擁護、平和推進	2	2.9	0	0	1	6.7	1	2.9	0	0.0
⑨国際協力	0	0	0	0	0	0	3	8.8	3	9.7
⑩男女共同参画社会	1	1.4	0	0	0	0	1	2.9	0	0.0
⑪子どもの健全育成	12	17.4	2	14.3	1	6.7	3	8.8	5	16.1
⑫情報化社会の発展	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0	0.0
⑬⑯の活動法人の運営費	10	14.5	1	7.1	2	13.3	3	8.8	7	22.6
合計	69	100.0	14	100.0	15	100.0	34	100.0	31	100.0

所在地 × 活動分野



所在地 × 活動分野



大きな傾向は、7 地域で「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」の割合が、地域の中で 1 位を占めていることですが、但馬地域では「社会教育」、丹波地域では「まちづくり」、淡路地域では「子どもの健全育成」の割合がそれを上回っています。

それ以外では、震災を経験した本県では、「まちづくり」の分野の割合が総じて高く、また、少子高齢化を反映して、「子どもの健全育成」も県域全般に割合が高いのが大きな特徴と言えます。

第3章 NPOデータブック・アラカルト

データブックの枠内で分析を進めると、どうしても記述に大きな隙間が生じるのはやむをえません。そこで、本章ではこれまで触れられなかった分野について、つまみ食い的に取り上げることにしました。なお本章の一部は、ひょうごボランタリープラザが発行する『コラボレーション』に随時掲載していきます。

1 NPOの収入

営利企業では、活動の大きさを示す指標として資本金、従業員数、売上額などが用いられます。統一的な定義や活動分類が未整備なボランタリー部門では利用できる指標が乏しく、また仕訳がまちまちで比較は困難です。

もっとも、志を同じくする者が結成する点に着目すると会員数はひとつの指標になりますが、公開データには含まれていません。そこで会費収入と会費から逆算して推計すると、最新のデータが得られる平成14年度末の場合、対象となる兵庫県認証NPO法人253団体の会員総数は5,332人、うち会員20人以下の団体が8割を占め、50人以上は5%に満たないという結果になりました。

観点を変えて年間総収入をみると、総額で31億円、一団体平均12百万円ですが、ほとんど収入のないボランティア型団体と、介護保険事業者・中間支援系など事業型団体との格差が目立ちます。ほぼ半数のNPO法人は5百万円未満（うち半数は百万円未満）ですが、NPO法人として自立できる最低限といわれる1千万円を72団体が超え、うち3団体は1億円を上回っていることがわかりました。

次にその内訳を探ることにします。（図1）に総収入規模別に会費収入、事業収入、補助金・助成金収入、その他の収入に4区分して各項目の割合を示しました。年間総収入が百万円以下の団体を別にすると、規模が大きくなるにつれて事業収入の割合が高まる傾向がうかがわれるものの、あまり大きな違いは認められません。おおまかにいうと会費収入と補助金・助成金収入がそれぞれ1割、したがって事業収入とその他収入の合計が8割を占めることがわかります。

図1 収入項目の割合 (%)



このデータでみるとかぎり、NPOになれば助成金・補助金がもらえるから有利だという通説は間違いのようです。しかし、個別にみると一概には否定できません。（表1）は総収入に占める補助金・助成金の割合別団体数を示したものですが、少数ながら収入の半分以上を補助金・助成金に依存する団体があることも事実です。しかし特定の事業実施のための補助金・助成金が主で、普通は人件費や事務所経費など経常的な経費（オーバーヘッド・コスト）は対象外ですから、経営の安定という面では当てになりません。

（表1）補助金・助成金割合別団体数

区分	団体数	収入別団体割合 (%)	10%未満	10%以上30%未満	30%以上50%未満	50%以上
100万円未満	64	24.2	59	2	1	2
100万円以上500万円未満	75	28.4	60	3	7	5
500万円以上1,000万円未満	53	20.1	39	10	4	0
1,000万円以上3,000万円未満	41	15.5	28	7	3	3
3,000万円以上5,000万円未満	19	7.2	14	3	0	2
5,000万円以上	12	4.5	5	4	1	2
合計	264	100.0	205	29	16	14

経常的な経費を認めないと云うのは、行政が依然としてNPO法人をボランティア活動の延長線として捉えていることを意味します。しかし、眞面目に委託事業に取り組めば必ず経営が苦しくなる制度は委託する側、受ける側双方にとって問題だと言えるでしょう。

また、欧米のNPO法人に比べ、寄付を集める努力が足りないという意見があります。たしかに、決算書をみるとおりその通りですが、役員やボランティアによる「時間」の寄付が計上されていないことを見落すのは不公平です。

最近、阪神・淡路大震災記念事業推進会議は、NPOからの要望を受けて、民間団体が実施する自主事業で講演者、出演者などが謝金を主催団体に寄付する場合、これを自主財源として計上することを認める仕組みを導入しました。自主財源と同額の助成金が交付されるので、寄付した時間価値をもとにした一種のマッチング・ファンドだと言えるでしょう。

2 N P O の業種

今回の調査対象となった400近くのNPO法人の活動を分析する場合、NPO法で定めた活動分野で分類し、それぞれの特色を取りだすのが先決です。しかし、こうした手法は現実には使えません。活動分野の数については制限がないので、一団体あたり平均3.5分野を挙げていて、なかには全分野を挙げている法人もあるからです。

もちろん、ひとつの事業所の活動が標準産業分類の複数の項目にまたがっている例は珍しくありません。こうした場合、指定統計では売上額（生産額）のもっとも大きな業種に区分します。しかし、NPO法人の主たる活動が金額の多寡で示されるとは限りませ

ん。また、新しい事業に挑戦するNPO法人の活動を、固定的な分野の枠で把握できるかどうか疑問が残ります。

そこで今回は、「福祉」と「福祉以外」の2つに分類することを試みました。ただし、NPO法の活動分野には「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」が含まれますが、ここでは各法人の設立趣旨書（NPO法人認証時の縦覧資料）に基づいて、狭義の「福祉」を主たる活動分野とする団体だけを抽出しました。この項目に関する限り、対象は平成16年3月までに認証された531法人（表2）です。

全体では、福祉系の割合は40.0%で、認証年次別でも40%台を保っていました。しかし、平成15年度は30.2%と大きく減っています。これは福祉系以外の法人が増加したためで、福祉系NPOの法人化が山を越したとは判断できません。平成12年、13年には神戸市婦人団体連絡協議会が支援する輝グループが急増したので、この影響を除くと平成14年以降、福祉系の法人の増加はそれまでの3倍の水準に達しています。

（表2）認証年度別福祉系NPOおよび震災起業NPOの実数・構成比

	総 数	福祉系NPO	構成比	震災起業NPO	構成比
総 数	531	212	40.0%	49	9.2%
平成11年	50	23	46.0	14	28.0
平成12年	68	31	45.6	6	8.8
平成13年	76	33	43.4	5	6.6
平成14年	135	64	47.4	10	7.4
平成15年	202	61	30.2	14	6.9

3 震災とNPO

兵庫県におけるNPOの発展にとって、震災体験が大きな原動力になったことが定説になっています。しかし、震災時のボランティア活動が契機になってNPO法人になった団体がどれだけあるのか調べた資料はありません。そこで、前項同様、平成16年3月までに認証された531法人の設立趣旨書に基づき、震災体験との関連を抽出してみました。

その結果、震災を契機に発足した法人は49団体で、全体の9.2%です。設立年度別に割合をみると、認証が始まった平成11年度には50法人の28.0%に当たる14法人が震災で活動を始めた団体でしたが、平成12年度以降は6%から8%の間で推移しています。いうまでもなく、震災以前から活動していた団体のなかにも震災を契機に活動の内容が変わったところが少なくありませんが、震災ボランティアからNPOへという経路はそれほど多いとは言えません。

もちろん、震災によってボランタリー活動の重要性についての認識が高まり、それがNPO法人の増加を促進したことは特筆すべきものです。しかし、これは兵庫県に限ったことではありません。むしろ、震災後、阪神・淡路コミュニティ基金や阪神・淡路大震災復興基金をはじめ、ボランタリー活動を支援する巨額の助成金が被災地に供給され、

それによってNPOの活動が飛躍的に拡大したことは重要です。

しかし、全国的な助成財団による震災特別枠は震災5年目頃を境になくなり、阪神・淡路大震災復興基金による助成も今年度で終了するので、とくに被災地10市10町で活動するNPOは転機を迎えることになります。

4 女性とNPO

女性が重要な役割を担っているのがNPOの特色です。例えば、県下のNPO法人理事長442人のうち、女性理事長は1/3.5の126人を占めています（名前から判断できない団体を除く。）。また理事総数3,522人のうち1,211人（34.4%）が女性で、理事全員が女性の団体数も全体の1割に及んでいます。

このように女性の活躍が目立つ第一の原因是、NPO法人の前身あるいは母体がボランティア団体または婦人会であることが多い、もともと女性色が強かったことが挙げられるでしょう。特に高齢者や子育てなど地域限定型の個人サービスの分野では伝統的に女性の果たす役割が大きく、この分野で活動するNPOでも女性がリーダーシップを握るのは当然だといえます。

しかし、まちづくりをはじめ、雇用開発、環境、アートなど伝統的ボランティア活動以外の分野でも女性主体のNPOの活動が盛んです。その理由として、NPOは女性の起業に向いているという意見があります。男性が事業を起こす場合は、まずビジネスとして成功する見込みが優先します。成算がなければ、資金も従業員も集まりません。これに対し、女性の場合は社会的ニーズの発掘が先に立ちます。自分が困っていることや必要とするものは、他にも同じような人がいるに違いないという発想が原点にあるからだと言われています。（上条茉莉子・椎野修平「NPO解体新書」117頁）

資金や設備がなくてもスタートできる参入障壁の低さも、NPOを立ち上げる女性にとって有利な条件でしょう。学歴や職歴不問で、仲間づくりが巧みなのも男性には真似できないことです。さらに欧米の場合、出産や育児など家庭の事情に応じて仕事の調整ができることがNPOの特色だと指摘されています。

女性は一般に、20歳前後と40代と2度にわたって就業する傾向があります。しかし、子育てを終えて社会復帰しようとしても、やりがいのある仕事が見つかるとは限りません。こうしてみると、今後ともNPOなどボランタリー部門は、経済的報酬より社会奉仕や自己実現に重きを置く女性にふさわしい就業の機会を提供していくものと思われます。

5 NPOの中間支援組織

誤解を恐れず言えば、法人としてのNPOの特色は未熟児として設立できることです。志（こころざし）は高いが、資金面でもマネジメント面でも準備が不足のまま発足するのがむしろ普通だと思われます。このため、NPOを支援する側の責任は重大です。

民間企業の場合、親企業や金融機関が誕生間もない企業の経営を支援します。しかし、

大多数のNPOは企業系列や銀行取引とは無縁なので、ヒト、モノ、カネ、情報などの経営資源の不足を中間支援組織の力を借りて確保しなければなりません。

情報については全国規模で活動するNPOの業界団体があります。日本NPOセンター、シーズ（市民活動を支える制度を作る会）、NPO事業サポートセンターなどが代表的な団体ですが、ほかにも開設支援や人材教育などに特色のある団体がいくつも活動しています。たとえばシーズのホームページNPOWEBには「何でも質問箱」という欄がありますが、ここでの一問一答は体系的ではないものの、NPOの運営でぶつかる疑問に極めて明快な回答をすることで知られています。なお、これらの団体はNPOの活動基盤を強化するためのアドボカシー活動を展開しています。その点では、政治資金ではなく、言論の力を駆使する圧力団体と言えるでしょう。

また、もっぱら活動資金の提供を行う助成財団の存在も重要です。最近は、企業による資金助成も盛んになりました。（財）助成財団センターなど、民間団体による助成金情報の提供を専門にする支援組織もあります。最近、政府も社会実験や都市再生など先端的なプロジェクトに取り組むNPOに対する助成を強化しています。

兵庫県でも、中間支援組織がいくつも活動しています。先にも述べたように、発足間もないNPOは自前で経営資源を調達できないことが多いので、経営資源の不足をお互いの連携で補ったり、行政や民間支援団体などが提供する資金やサービスを利用したりするのが普通です。

県内全域を対象とするNPO支援は資金供給が主な手段で、兵庫県が多くを受け持っています。たとえばひょうごボランタリープラザは、NPO応援貸付、行政・NPO協働助成、NPOパワーアップ助成など多彩なメニューを他府県に先駆けて実施しています。またコミュニケーション・ビジネス離陸応援事業や生きがいしごとサポートセンター事業などもNPO支援に関連しています。情報提供では、昨年創設されたコラボネットが全県的な情報収集発信機能を担っています。

行政以外では、共同募金会、cope神戸、木口ひょうご地域振興財団、フェリシモなどがNPO法人を含むボランタリー活動への資金助成を行っています。

市町レベルでは、行政系の中間支援組織が県内各地に設置されています。単独で設置されたもの、男女共同参画センター・ボランティアセンターなどと共同のものなど設置形態はさまざまですが、場所や設備の提供が主になっています。しかし、専用事務所スペースまで提供する例はほとんどありません。

一方、NPOがNPOを支援するケースもあります。NPO活動17分野にはNPO法人の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動が含まれ、兵庫県のNPO法人の4割にあたる230団体がこの分野の活動に従事することを定款で定めています。

実際に中間支援に常時従事している団体はその1割ぐらいだと思われますが、NPO法人の設立、運営、経営指導、助成金申請などさまざまな相談にあたっています。なかには、少数ですが、資金助成を行う団体もあります。

海外では、NPOなど草の根的な市民団体に活動の場を提供する施設が整備されている例があります。ミッションや活動分野が異なっていても、足りない資源を互いに補っているうちに、新しい知恵ややり方が生まれることは少なくありません。異質なものがぶつかって新しい価値を創造する、これを協働（コラボレーション）と呼びますが、まさにここでは協働の種子が育っています。これまで事務所借上げに対する助成措置がありましたら、1団体が入居するだけでは協働は成り立ちません。小さい団体が同居する集合オフィスに対し助成する仕組みは、中間支援の有効な手段になる可能性があります。

6 NPOのガバナンス

外郭団体や社会福祉法人の運営は行政による指導監督によって大筋が定められていますが、NPO法人には共通の指針がありません。従って、誰が誰に対して責任を負っているかというガバナンスのあり方を外部から知ることは困難です。ただ、設立趣旨書や事業報告書から読み取るかぎり、ピラミッド型とパートナー型に大別できるように思われます。

もともとNPOは同志の自発的な集まりなので、企業や行政の官僚主義的な組織にはなじみません。しかし、事業が拡大すると効率的合理的な経営は必須で、職務上の上下関係は避けられません。しかし、その結果として単純な仕事を押し付けられるボランティアはやる気を失い、もっと働きがいのある仕事を求めて去っていくかもしれません。

また、NPOの仕事は、行政や企業のサービスでは満たされないニッチ（隙間）の分野です。そのため、業務が断片化し、規模の経済が成り立ちにくい傾向があります。

こうした事情から、ピラミッド型のNPOでは独立できる分野はなるべく切り離して、過大化による非効率を避けようとしています。一見、小規模なNPO法人が乱立しているように見えますが、これは必ずしも不合理だとは言えません。ピラミッド組織の効率性を維持しながら、トップと現場との距離を出来る限り縮めるための知恵だと言えるでしょう。

今ひとつタイプであるパートナー型は、初めからフラットで平等な関係を志向しています。もともとパートナー的な組織は、法律、会計、建築など専門家集団で発達しました。専門家の能力を充分に引き出すため庶務・経理などバックオフィス的機能を共有化するとともに、単独ではコスト高になる営業やPR（パブリシティ）では規模の経済を実現する仕組みと言えます。この場合、事務局の役割は内向きの中間支援というのが適切でしょう。

現実には、この両極の間にさまざまな類型があります。NPOにとってヒトが最大の資産であり、ヒトの能力を充分に發揮させる仕組みが組織の基本なので、もっと立ち入ったデータによる分析が必要です。

7 休眠するNPO

全国で1.8万近いNPO法人のうち214団体が、兵庫県でも7団体が既に解散しています。兵庫県の場合、解散理由は理事の多忙や転勤など個人的なものから事業の実施不能まで様々ですが、最近1年間で3団体が解散したのは要注意でしょう。

解散には至らなくても、事実上活動停止かそれに近い団体も事業報告書からうかがうことができます。設立後2年以上経過しているにもかかわらず、年に1,2回会合を開くだけ、或いは年間予算が10万円以下の団体を仮に休眠中だと見なせば、約20団体がこれに該当します。さらに、期日を過ぎても事業報告書を提出していない約10団体を加えると、約40法人が解散または休眠していると言えます。

まだ結論を出すのは早すぎますが、未熟児として発足しながら、9割以上の団体が解散も休眠もしないで育っているのは瞠目に値するのではないかでしょうか。

ひょうごNPOデータブック

2004年（平成16年）3月発行

発行：兵庫県社会福祉協議会 ひょうごボランタリープラザ

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1-1-3

神戸クリスタルタワー10階

TEL：078-360-8845

FAX：078-360-8848